

## 相続手続等の簡素化・効率化に向けた考察

- 相続税申告手続を中心として -

酒 井 秀 行

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

## 要 約

### 1 研究の目的

少子高齢化の進展に伴い、死亡者数は増加の一途を辿っており、相続手続等に係る国民の負担軽減と利便性の向上は喫緊の課題となっている。政府における社会全体のデジタル化・オンライン化の推進を踏まえ、相続（相続税）に関する手続についても、デジタル化等の恩恵を最大限に享受し、より効率的かつ円滑な手続の履行を可能とするための仕組みや制度の整備を進めいく必要がある。

本研究は、近年社会的な課題として顕在化している相続手続の複雑性とともに、相続税の申告手続を中心とした簡素化・効率化の必要性に着目し、現状における課題と相続手続等に係る見直しの方向性等について多角的に考察するものである。

### 2 研究の概要

#### （1）死亡と相続

本研究に当たっては、まず、死亡及び相続に関する基本的な概念を整理した上で、死亡・相続に伴い必要となる行政・民間手続の全体像を概観するとともに、必要書類等の確認を行った。相続手続等に関しては、行政機関や民間の機関において提供する情報及び提出する書類の重複が見られ、情報提供の非効率性等が遺族（相続人）に多大な負担を強いることとなっており、その現状を把握した。

特に、戸籍については、出生から死亡までの連続した戸籍を収集し、法定相続人を特定する必要があり、相続手続において不可欠な役割を果たすものであるが、転籍や改製により複数の市区町村に請求しなければならず、除籍謄本や改製原戸籍の取得が煩雑な状況であるとともに、システムによる法定相続人の特定等が困難な現状（電算化以前の戸籍情報は画像データとして保存）であることを確認した。これらの課題は、相続手続全般にお

いて煩雑とされる要因となっていると考えられる。

### (2) 政府における取組等

政府における各種施策の検討・実施状況等に関しては、デジタル庁の設置及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の策定に代表されるデジタル社会実現への動き、地方公共団体情報システムの標準化、そして行政手続のオンライン・ワンストップ化に資する「ベース・レジストリ」の概念と活用推進など、デジタル化・オンライン化に向けた取組状況に主眼をおいて考察を行うとともに、マイナンバー制度や所有者不明土地問題への対応の状況等について確認した。

ベース・レジストリとは、法人情報や不動産登記情報など、行政機関が共通して利用する基盤となるデータベースであり、これらを整備して相互に連携させることで、国民からの重複した情報提供を不要とすることが可能であり、諸外国においてはこれらの仕組みの活用により、個人の死亡情報が行政機関間で共有され、年金・福祉給付が自動停止されるなど、実効的なワンストップ化が実現している状況にある。わが国における相続手続に必要な情報の多くを個々の納税者からの書類提出に依存している現状を踏まえると、諸外国の取組を参考とし、ベース・レジストリ等を活用した行政機関間における情報連携等の基盤が整備されれば、納税者負担の大幅な軽減に繋がると考えられる。また、死亡情報や相続人情報とともに、金融機関が保有する預貯金等に関する情報など、現状では個別に収集・把握する必要がある情報について、マイナンバー制度を基盤として公的機関において一元的に管理・連携させる仕組みが構築されれば、納税者による財産調査や個別の情報収集等の負担が軽減されるだけでなく、相続税申告の適正性の向上にも資すると考える。

### (3) 相続税申告等

相続税申告に関しては、申告手続を中心とした簡素化・効率化に資する検討の一環として、諸外国における相続手続や情報連携の先進事例を調査し、その知見をわが国の制度設計に応用することの有効性を検討した。特

に、デジタル先進国におけるワンストップサービスの提供状況や、公的機関による資産情報の把握・提供の仕組みは、わが国における今後の取組に向けた具体的な方向性として示唆に富むものであるとともに、他国の状況を通じて、わが国の相続手続等が抱える課題が、必ずしも固有のものではないことを認識した。

#### (4) 個人情報の保護に関する論点

個人情報保護の観点については、相続関連手続との関係性に焦点を当てる。相続人が被相続人の財産情報にアクセスするためには、各機関の個人情報保護に関する厳格な取扱い等に対応する必要があり、遺族による情報取得が制限される場面も少なくない。特に金融機関では、全相続人の同意がなければ詳細な取引履歴を開示しない取扱いが多く、これが情報の偏在・申告漏れの一因となる可能性もある。今後は、被相続人の生前に情報の第三者提供に関する意思表示を行える仕組みの構築や、行政機関間の共同利用を可能にする法制度の整備が求められる。

#### (5) 論点の整理・考察

これまでの検討を踏まえ、具体的な改善策として、情報連携の強化と納税者支援の拡充の側面から考察を行った。情報連携の強化としては、基礎的情報のベース・レジストリ化を推進し、行政機関間でのシステム連携を可能とすることで、納税者による添付書類の提出を原則不要とすべきであり、これにより、相続税の申告手続等に必要となる情報の収集に関する負担が解消され、手続の簡素化が期待できる。

また、相続財産に係る情報（不動産、預貯金、有価証券等）については、マイナンバー制度の活用とともに、公的第三者機関による情報の把握・提供制度を構築することを提案した。これは、不動産登記情報や金融機関、証券会社の情報等を、相続開始時点で公的機関が把握するとともに、相続人においても情報提供を受けることが可能とする仕組みであり、相続人による煩雑な財産調査の手間が省かれるだけでなく、申告漏れや誤りの防止にも繋がり、相続税申告の精度向上に貢献すると考えられる。

納税者支援の拡充については、遺族（相続人）が直面する多岐にわたる手続を円滑に進めるための「ワンストップ型行政サービス」の提供が望ましいと考える。具体的には、相続に関するあらゆる情報を集約し、手続の進捗状況を一元的に確認できる「相続ポータルサイト」のような基盤の整備を行い、死亡届の提出から、社会保険関係手続、不動産登記、相続税申告など、各種の手続において各人に必要な情報を的確に提供し、オンラインでの手続申請を可能とすることが望ましく、その実現に当たっては、個人情報の適正な取扱いと本人同意の取得方法の明確化が不可欠である。

更に、e-Tax の機能拡充も重要であり、単なる申告書提出ツールに留まらず、納税者が必要とする税務情報を、より分かりやすい形で提供する機能や、過去の申告履歴、税務上の特例制度に関する情報などを積極的に提供するインフラ強化を推進すべきであろう。これにより、納税者の手続に関する疑問や不安が解消され、よりスムーズな相続税申告が可能となる。

なお、これらの検討を進めるに当たっては、国民の個別事情の尊重、公平性の担保、そしてプライバシー保護への最大限の配慮が不可欠である。特に、相続手続においては、遺産分割協議のように手続の厳格性や真正性が強く求められる領域も存在するため、画一的な簡素化や効率化のみを追求するあまり、法制度の理念や国民の信頼を損なうことのないよう、慎重な検討と丁寧な制度設計・運用が求められると考える。

情報の一元化やシステム連携は利便性を高める一方で、不適切な情報利用等のリスクも内在するため、厳格な運用の下、個人情報保護に関する法制度との整合性の確保が不可欠である。

### 3 まとめ

本研究は、相続税申告手続の簡素化・効率化の観点を主眼におきつつ、広範な相続手続全体における課題の整理と、行政のデジタル化等を通じた国民の利便性向上という視点から考察を行ったものである。デジタル化等によって被相続人の財産把握を効率化することは、国税当局における適正課税の実

現や調査コストの削減につながるとともに、相続人（納税者）にとっても漏れのない財産把握と迅速な遺産分割・申告納税に資するため、官民双方にメリットがある取組であり、プライバシー保護との調和に留意しつつ、多様な視点から各種手続のデジタル化・効率化を図っていくことが期待される。

## 目 次

はじめに	176
第1章 死亡と相続	178
第1節 死亡・相続の概要	178
1 死亡	178
2 相続	179
第2節 死亡・相続に関する手続等	180
1 死亡に関する手続	180
2 相続に関する手続	182
第3節 死亡・相続手続と戸籍	192
1 戸籍の概要	192
2 戸籍の活用と問題点	196
第2章 政府における取組等	198
第1節 デジタル化・オンライン化に向けた取組等	198
1 デジタル社会の実現に向けた取組	198
2 地方公共団体情報システムの標準化	200
3 ベース・レジストリの活用と推進	201
4 行政手続等のオンライン・ワンストップ化	207
5 相続税申告のe-Tax利用・促進等	208
6 相続税に関する死亡届の情報等の通知	209
第2節 マイナンバー制度の状況等	211
1 マイナンバー制度の概要	211
2 マイナンバーの利用状況等	212
第3節 各種制度の状況等	216
1 所有者不明土地問題への対応	216
2 預貯金等の払戻しに関する制度	218
3 固定資産税の賦課・徴収	219

第3章 相続税申告	222
第1節 相続財産等の把握	222
1 国税当局における情報収集等	222
2 納税者等による財産等の把握	225
3 諸外国における財産情報の収集状況等	227
4 小括	229
第2節 相続税申告固有の問題	230
1 相続税の課税方式と申告手続	230
2 相続税申告における特例適用と添付書類等	234
第4章 個人情報の保護に関する論点	237
第1節 個人情報の開示等	237
1 個人情報保護法の概要	237
2 個人情報の保護に関する基本方針	238
3 行政機関における個人情報の利用等	238
4 相続手続等と個人情報の開示	239
第2節 各機関における個人情報の取扱い等	240
1 具体的な事例	240
2 個人情報の利用・開示に係る課題等	243
第5章 考察とまとめ	246
1 論点の整理と考察	246
2 まとめ	247
結びに代えて	250

## はじめに

死亡・相続に伴う行政手続や民間の手続は多岐にわたるほか、その性質が臨時・偶発的に生じるものであるため、これらの手続の履行に当たって経験が乏しく不慣れな遺族等は、多大な労力と時間を要することとなる。また、厚生労働省による人口動態調査によれば、令和 6 年における日本国内の死亡数は 160 万人を超える、調査開始以来最多となっており、今後の高齢化の進展による死者数の増加も見込まれるため、死亡・相続に伴う様々な手続等に関して、社会全体の負担が更に増加していくことが想定される。

政府は、令和 3 年 9 月に発足した「デジタル庁」を中心として、日本におけるデジタル社会実現の観点から「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、国の行政手続のオンライン化や民間サービスを含む複数の手続・サービスのワンストップ化に向けた取組を推進するとともに、マイナンバーカード<sup>(1)</sup>の普及と利活用推進の方策の一環として「死亡相続手続のデジタル完結」を目指すなど、国民生活の利便性向上と官民の業務の効率化、データを最大限活用する社会の実現に向けた取組を進めているところである。

また、法務省を中心として、所有者不明土地<sup>(2)</sup>問題の解消に向け、令和 3 年度に民法及び不動産登記法の改正を行うとともに「相続土地国庫帰属法」を創設するなど、土地利用の円滑化に向けた各種取組及び相続登記の申請の義務化等に係る施策・取組を行っており<sup>(3)</sup>、他の府省庁が所管する行政手続等にも様々な影響を与えることが想定されるほか、戸籍事務におけるマイナンバー<sup>(4)</sup>制度の活用及び戸籍電子証明書<sup>(5)</sup>の活用による戸籍証明書等の添付省略といった施

---

(1) 法律上の正式名称は「個人番号カード」である。

(2) 相続登記がされること等により所有者が直ちに判明しない土地、又は所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地をいう。

(3) 法務省「民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要（令和 7 年 4 月版）」  
(<https://www.moj.go.jp/content/001401144.pdf>) (令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧)。

(4) 法律上の正式名称は「個人番号」である。

(5) 電子的に戸籍情報を証明したもの。

策も検討されており、手続等のオンライン完結に向けた取組が進められているところである<sup>(6)</sup>。

このように、死亡・相続に関連する各種の手続について、官民の利便性向上や効率化に資する新たな制度の構築や法整備が進められている一方で、既存の手続を始めとして、それらを所管する府省庁及び自治体ごとに制度設計されているものが多く存在するほか、行政機関間における情報連携等についても十分であるとは言い難い。また、相続税の申告等を始めとした税務手続についても、納税者にとって複雑・難解であるといった印象が強く、税制に対する理解を含め、広く国民に浸透しているとは言い難い状況である。

そこで、本研究では、各種の行政手続等の現状を概観し、官民双方における課題等を整理するとともに、国民（納税者）の利便性向上の観点も踏まえつつ、相続（相続税）に関する手続等の簡素化や効率化に向けた考察を行う。

---

(6) 法務省「戸籍法の一部を改正する法律について（令和 6 年 3 月 1 日施行）」  
([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00082.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html)) (令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧)。

## 第1章 死亡と相続

### 第1節 死亡・相続の概要

#### 1 死亡

死亡は人（自然人）の終期であり、死亡時期についての法律的な定義は存在しないが、一般的に肉体的な死については、生活機能が停止した状態を指すと認識されており、慣習法的に心拍停止をもって死亡とする心臓死説、及び呼吸停止と瞳孔反射の喪失を含めた三徴候説（総合判定説）がとられている。また、2009年の臓器移植法の改正により、臓器移植を行うことを前提とした場合に脳死を人の死とすることが認められている<sup>(7)</sup>。

民法は、権利能力の主体となる人について、その所在や生死が不明な場合の本人・財産の保護及び利害関係人の権利保護のために「失踪宣告」について規定し、①「普通失踪」については7年間、②戦争や船舶の沈没などの危難に遭遇した場合における「特別失踪（危難失踪）」についてはその危難が去った後1年間において生死が明らかでない場合に、家庭裁判所が死亡を宣告する制度を設け、自然死とともに「死亡」としているほか、複数人が死亡した場合の死亡の時期（先後）が明らかでない場合における「同時死亡の推定」の規定を設けている。これらの規定<sup>(8)</sup>により、失踪宣告については死亡したものとみなされ、同時死亡の推定については死亡したものと推定されることとなる。

「みなす」と「推定する」とは明確に区分され、「みなす」とは法律による事実の擬制であり、事実に反する場合でもその宣告等自体を手続に則って取

(7) 医学界では全脳死をもって死亡時期と解する見解が支配的であるが、刑法学説では心臓死説と脳死説が激しく対立した経緯がある（西田典之『刑法各論（第5版）』9頁（弘文堂、2010））。

(8) 失踪宣告の制度とは別に、災害等の危難に遭遇して死亡したのは確實だが死体が確認されない場合に、その取調べをした官庁又は公署が死亡の報告を行う「認定死亡」の制度がある（戸籍法89条）。

り消さなければ「擬制」は覆らないのに対し、「推定する」とは、法律上の一応の取扱いであり、反証を挙げれば「推定」は覆される<sup>(9)</sup>こととなる。

## 2 相続

相続は、死亡によって開始する。戦前の旧民法<sup>(10)</sup>は家督相続<sup>(11)</sup>の制度を置き、生前の相続の開始を認めていたが、現行民法においては、死亡のみが相続開始の原因とされている。家督相続は、戸主権という財産上の権利・身分上の地位を包含する一種の地位を家督の相続をする者（主として長男）が引き継ぐこととされていたものであり、戸主の隠居、去家、国籍喪失、女戸主の入夫婚姻など生前における相続開始原因があった<sup>(12)</sup>が、新憲法の制定<sup>(13)</sup>により、その理念である個人主義に反するものとして家督相続が廃止されたため、現状におけるわが国の相続は、純粹に財産関係のみを承継する制度となっている<sup>(14)</sup>。

相続の開始により、相続人は、被相続人に属していた一切の権利義務を包括的に承継し、その権利義務には、所有権などの物権、債権・債務という財産上の権利義務に限らず、契約上の地位や意思表示の相手方である地位なども含まれる。複数の相続人が存在する場合において、遺産は、後述する遺産の分割が行われるまでの間、全相続人の共有状態に置かされることとなる。

民法上、相続は「被相続人の住所において開始する」（民法 883 条）と規定されており、被相続人の住所によって相続や遺言等に関する訴訟や各種手続を管轄する裁判所を決定する基準にもなっている。また、死亡した者の住所

---

(9) 近江幸治『民法講義 I（民法総則）』86 頁（成文堂、2018）。

(10) 明治 31 年 7 月 16 日施行（明治 31 年法律 9 号）。

(11) 旧民法においては「家」を一種の団体のようなものとして認め、その「家」に財産が帰属することとされていたため、戸主が「家」の代表として財産を支配した。

(12) 北野俊光ほか編『詳解遺産分割の理論と実務』2 頁（民事法研究会、2016）。

(13) 昭和 22 年 4 月に「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」（昭和 22 年法律 74 号）が成立し、その後、同年 12 月に「民法の一部を改正する法律」（昭和 22 年法律 222 号）が成立した。

(14) 大蔵財務協会『図解民法相続法に強くなる 63 の知識』6 頁（大蔵財務協会、2002）。

は、あらゆる手続等において本人確認や本人を特定する基本情報の一つであるほか、相続税の納税義務や特例適用等の判定における主要な要素にもなっていることから、その住所の把握と特定は、官民双方において重要な事項となっている。

## 第2節 死亡・相続に関する手続等

### 1 死亡に関する手続

死亡に係る手続は、故人の死亡直後に生じる手続と、その後の一定期間内に市町村等の行政機関及び民間事業者等に対して行う手続があるが、いずれも、配偶者や子、父母等の遺族によって手続を行うことを義務付けしているものが多い。

#### (1) 行政機関に対する手続

死亡直後に必要となる行政機関への手続として、死亡届や火葬・埋葬許可等<sup>(15)</sup>の申請があげられる。死亡届については、死亡の事実を知った日から7日以内に死者の死亡地・本籍地又は届出人の所在地の市区町村に提出する必要がある。死亡届の提出に当たっては、死亡の年月日時分及び場所等の記載とともに、医師等<sup>(16)</sup>が作成する死亡診断書又は死体検案書もししくはこれらに代わる死亡の事実を証すべき書面の添付<sup>(17)</sup>が求められ、同居の親族及びその他の同居者、家主、地主等が提出することとされている。

また、その後の一定期間内において、①国民健康保険資格喪失届<sup>(18)</sup>、②介護保険資格喪失届<sup>(19)</sup>、③年金受給停止の届出(年金受給権者死亡届)<sup>(20)</sup>、

---

(15) 火葬・埋葬許可申請等については葬儀社等が代行することが一般的となっている。

(16) 死亡の確認・判断は、医師法20条の規定に基づく死体検案書等の交付に当たり、医師等が医学的に行うこととされている。

(17) 戸籍法86条《死亡の届出》。

(18) 国民健康保険法9条《届出等》。

(19) 介護保険法施行規則32条1項《資格喪失の届出》。

(20) 日本年金機構「年金を受けている方が亡くなったとき」

(<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20140731->

④世帯主変更届<sup>(21)</sup>の提出を行う必要があり、各法令の規定により 10 日～14 日以内に届け出ることが義務付けられている<sup>(22)</sup>ほか、死亡一時金・葬祭費の請求（2 年以内）や所得税及び消費税の準確定申告（相続の開始があつたことを知った日の翌日から 4か月以内）といった手續もあり、定められた期限までに請求書・申告書等を作成し、必要書類等を揃えて各行政機関に提出する必要がある。

## （2）民間事業者等に対する手続

死亡に伴い、民間事業者等との間で必要となる手続（葬儀等を除く）の代表的なものとしては、①銀行等に対する手続、②生命保険金及び医療保険金等の請求手続、③携帯電話、クレジットカード等の解約（退会）手続などが考えられる。民間事業者等に対する手続については、その契約内容や規約によって必要書類等は異なるが、いずれも故人の死亡を契機として行う手続であるため、解約や精算等に当たっては、死亡確認の書類（死亡診断書・住民票等）や、手続を行う者と契約者の続柄等を証明する書類（戸籍謄本等）が必要となる<sup>(23)</sup>ことが多く、行政機関への手続と併せると、同じ書類が複数回にわたって必要となり、手続を行う者にとって非常に煩雑なものとなる。

一般的に、同居の親族等は葬儀等を執り行う立場であることから、これらの手続のみならず、様々な対応を求められることになり、深い悲しみや落胆といった感情の中で手続を行うこととなるため、心身ともに大きな負担になるものと考えられる。

---

01.html) (令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧)。

(21) 住民基本台帳法 25 条《世帯変更届》。

(22) 各年金の受給停止手続等を怠った場合には、不正受給とみなされ、罰金等が課される場合がある（国民年金法 111 条ほか）。

(23) 星珠枝『はじめての相続手続一切』32 頁（日本法令、2002）。

## 2 相続に関する手続

### (1) 相続人の特定等

相続は、被相続人の死亡によって開始し、遺産は共同相続人の共有状態に置かれるところから、相続に係る手続を行うためには、まず始めに遺言書の存在の有無を確認するとともに、相続開始時点における相続人を特定する必要があり、誰が相続人なのかを確認するため、被相続人の出生時から死亡までの一連の戸籍情報（戸籍謄本・改製原戸籍・全部事項証明書・除籍謄本）が必要となる。戸籍情報から相続人を把握した場合でも、親族間の関係性が希薄で交流がなく、相続発生時に連絡がつかない場合や所在が不明な場合には、遺産分割協議ができず、相続税申告等の手続も所在不明者を除いたまま検討を進めることとなり、他の共同相続人や第三者への不利益が生じるおそれがあるほか、戸籍に記載のない婚外子の存在や、離婚した配偶者及び内縁関係の者などによる遺産への関与（被相続人所有のマンションに入居している等）についても把握する必要があるため、これらの調査には相当な労力が必要になると考えられる。

相続人が特定されると相続分が決定されることとなるが、共同相続人の中で特別の寄与がある者は、遺産の中から寄与分<sup>(24)</sup>を受けることが可能であるほか、配偶者の居住の保護を目的とした配偶者居住権及び共同相続人の中に被相続人から遺贈や生前贈与を受けた者がいる場合の特別受益財産の持戻し<sup>(25)</sup>など、相続分に影響を与える要素が数多くあり、それら全てを踏まえて各共同相続人の相続分が算定される。

### (2) 遺言・遺産分割協議等

相続は、被相続人に遺言があれば「遺言相続」となり、その遺言に従つて相続することとなるが、遺言がない場合には民法の定めるところにより、相続の開始があったことを知った時から 3 か月以内に、①単純承認、②限

---

(24) 民法 904 条の 2 《寄与分》。

(25) 民法 903 条 《特別受益者の相続分》。

定承認、③相続放棄、のいずれかをしなければならない<sup>(26)</sup>とされており、これを「法定相続」という。被相続人の財産を、誰に、どのように相続させるかは、被相続人の意思が優先されるため「遺言相続」が原則であるが、わが国において「遺言」をする慣習は一般的に浸透しておらず、遺言がされなかつた場合の補充基準である法定相続によることが多い<sup>(27)</sup>。

遺産分割とは、共同相続人間における遺産共有状態にある暫定的な権利関係について、遺産を分割して、各共同相続人の単独所有状態にする手続であるとされている。分割の方法としては、遺言による指定分割（民法 908 条）、共同相続人間による協議分割（民法 907 条 1 項）のほか、共同相続人間において協議が調わないとき又は協議することができないときに各共同相続人からの請求に基づいて行われる家庭裁判所による分割（民法 907 条 2 項）がある<sup>(28)</sup>。

#### イ 遺言の方法等

##### (イ) 遺言の方法

遺言については、「遺言者が生前に表示した意思に法的効果を与え、遺言者の死後、その最終意思の実現を確保するための単独行為であり、遺言者の死亡の時から効力を生ずる」ものであることから、遺言の効力が生じるときには遺言者本人が死亡し、改めて本人に意思を確認することが不可能であるため、遺言者の真意を確保し、遺言書の偽造・変造等を防止する観点から、民法において厳格な方式を定めている<sup>(29)</sup>とされている。

遺言には、その本文を全て自筆で記載し押印する「自筆証書遺言」（民法 968 条）及び公証役場で公証人が遺言者の口述に基づいて作成する「公正証書遺言」（民法 969 条）のほか、内容を秘密にしたままで

(26) 民法 915 条《相続の承認又は放棄をすべき期間》。

(27) 近江幸治『民法講義VII 親族法・相続法』218 - 219 頁（成文堂、2015）。

(28) 近江・前掲注(27)282-286 頁。

(29) 法務省「デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会報告書」2 頁（<https://www.moj.go.jp/content/001417666.pdf>）（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

公証人や証人の前で遺言である旨を宣言し、封印して作成する「秘密証書遺言」（民法 970 条）などがある<sup>(30)</sup>。

(口) 自筆証書遺言の保管制度及びデジタル化等

遺言制度については、平成 30 年の民法改正において、自筆証書遺言を利用しやすくする観点等から方式の一部緩和等が行われるとともに、同年において「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立し、令和 2 年 7 月以降、法務局における自筆証書遺言の保管制度の運用が開始されているところである。

また、現代社会におけるデジタル化の進展等を踏まえ、令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、遺言制度に係る「自筆証書遺言制度のデジタル化」が盛り込まれるとともに、「法務省は、国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、必要な検討を行う。その際には、遺言が、遺言者が生前にした意思表示により、その死後に効力を生じさせるという法律行為であり、国民生活上極めて重要な意義を有する相続制度を支える法制度であることを踏まえた上で、デジタル技術やそれを活用した遺言関連の民間サービスに知見のある者の協力を得る等して、国民の利便性を考慮しつつ、デジタル原則にのっとった制度設計に向けた検討を行うものとする。」こととされた<sup>(31)</sup>。

(ハ) 遺言に係る問題点等

共同相続人間の問題として、遺言の有無やその内容が争点となるケースがある。具体的には、遺言の有効性に関する問題（自筆証書遺言の方式や遺言内容に問題がある場合や、遺言能力の有無（認知症との関係）などを巡る問題）のほか、公正証書遺言であっても、遺留分侵

---

(30) そのほか、危急時に限って認められる特別方式の遺言（一般危急時遺言、船舶隔絶地遺言等）がある。

(31) 法務省・前掲注(29) 3 頁。

害や遺言執行者の権限を巡るトラブル<sup>(32)</sup>などが生じる場合があり、遺言が存在することで相続が円滑になるとは限らないばかりか、争いの火種となる場合もある。

今後、遺言の厳格性（真意性・真正性）を担保した上で、遺言制度がより一層利用しやすいものとして浸透するためには、手続的な負担が軽減されることが望ましく、近年のデジタル化の進展や高齢化社会の到来等の環境変化を踏まえると、上述のとおり、法務省を中心として議論が進められているデジタル技術を活用した遺言制度の在り方の検討は、利便性・簡便性の要請及び手続の簡素化の観点から重要な議論となるものと考えられる。

□ 遺産分割の方法等

(イ) 遺産分割の方法

協議等による遺産分割の具体的方法としては、相続財産そのものを、そのままの形で分割する「現物分割」や、特定の者が相続財産を取得し、その取得者が他の共同相続人に対してその代償として金銭を支払う「代償分割」、相続財産を未分割のまま換金処分をし、その売却代金で分割する「換価分割」のほか、相続財産の全部又は一部を特定の相続人らの「共有」とする分割の方法がある<sup>(33)</sup>が、現実の遺産分割協議においては、一般的に現物分割の方法が採用されることが多いものと考えられる<sup>(34)</sup>。

(ロ) 遺産分割協議等に係る問題点等

---

(32) 遺言執行者として選任された弁護士が相続人間の紛争において特定の相続人の代理として訴訟活動を行い問題となった事例（東京高判平成 15 年 4 月 24 日判例時報 1932 号 80 頁）や、遺言の内容と異なる所有権移転登記が行われた場合の遺言執行者による登記抹消を求める訴えの可否（原告適格）等が問題となった事例（最二小判令和 5 年 5 月 19 日民集 77 卷 4 号 1007 頁）がある。

(33) 菊地則夫ほか『相続の手続きと節税がぜんぶわかる本』78 頁（あさ出版、2007）。

(34) 千田大輔『改訂版必ずできる！相続・遺言・家族信託の手続ガイド』71 頁（セルバ出版、2024）。

現物分割による方法は容易であるが、不動産を相続する場合等においては共同相続人間で不公平が生じる可能性があり、一方で、共有名義とした場合には売却時に共有者全員の同意が必要となるなど、いずれの分割方法による場合でも相続人間で問題となる可能性がある。

民法は、遺産分割協議に関し、被相続人が遺言で分割禁止を定めていない限り、共同相続人の協議によって「遺産の全部又は一部の分割」をいつでも行えるとし、協議が調わない場合には各相続人が家庭裁判所に分割を請求できる（民法 907 条）と規定しているほか、分割の基準について「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して」行うべき旨（民法 906 条）を規定しており、各相続人の個別事情についても重視していることがうかがえる。また、判例において、遺産分割協議には共同相続人全員の参加が必要とされているほか、一度成立した協議は原則として全員合意によってしか解除できない<sup>(35)</sup>こととされており、遺産分割協議は、公平・実情重視の考え方を前提としつつ、各相続人の個別具体的な事情を幅広く考慮させる制度となっている。

遺産の分割方法をめぐる共同相続人間の争いは年々増加傾向にあり、家庭裁判所に持ち込まれる遺産分割事件（調停・審判）の件数は 1985 年に 5,141 件だったものが 2013 年には 12,263 件と約 2.4 倍に急増し、2023 年には 13,872 件に達しており、そのうち調停・審判で合意・認容に至った案件は 7,234 件<sup>(36)</sup>であった。遺産額別の統計によると、全体の約 34%（2,448 件）が 1,000 万円以下のケースで、約 44%（3,166

---

(35) 最高裁は、相続人同士の協議で約束された債務不履行を理由に、他の相続人が遺産分割協議を民法 541 条によって解除することはできない旨判示している（最一小判平成元年 2 月 9 日民集 43 卷 2 号 1 頁）。

(36) 最高裁判所『令和 5 年司法統計年報 3 家事編』62 - 66 頁。

（<https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/719/012719.pdf>）（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

件) が 1,000~5,000 万円以下の遺産額となっており、総数の約 78% が 5,000 万円以下の事件であることから、必ずしも遺産額が高額な場合でなくとも、共同相続人間の協議がまとまらないケースが多いことを示していると考えられる。

遺産分割協議は、共同相続人間のコミュニケーション不足や各相続人の利害の衝突により、感情的な対立に発展することが多く<sup>(37)</sup>、特に不動産など分割が困難な資産が含まれる場合や、現金・預貯金等の資産が少ない場合には、分割方法による複雑な調整が求められるとともに、法定相続分の公平性と実質的な公平感（生前の被相続人に対する貢献度等）に係る各人の認識の相違や共同相続人間の人間関係に起因する紛争など、様々な要素が重層的に存在して協議の長期化・複雑化を招く要因になるものと考えられるほか、社会的要因としては、核家族化や高齢化で相続人が疎遠になりがちなこと、多様化する家族形態（再婚や認知の増加など）による相続関係の複雑化もあり、「相続」すること自体が相続人の負担となっている可能性がある。

しかしながら、遺産分割協議に関しては、民法上「各相続人の一切の事情」を考慮する必要があることは上述のとおりであり、共同相続人全員の合意が前提とされることや、故人の意思（遺言）による分割停止規定（民法 908 条）が認められていることなどからも、単純なルール化を許していないものと考えられ、相続手続等の迅速化を目的として簡便性や効率性を重視した場合、公平性や個別事情への配慮が損なわれるおそれがあることから、遺産分割協議等の内容の画一化や簡素化については、その性質上、一定の制約が生じるものと考えられる。

---

(37) 裁判所「遺産分割調停手続のご利用にあたって」  
(<https://www.courts.go.jp/nagoya-f/saiban/tetuzuki/isan/riyou.html>) (令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧)。

【表1】遺産分割協議に求められる主な性質（整理）

性質・要素	概要	補足
全員参加性	共同相続人全員の合意によってのみ成立する。	不参加者がいれば協議は無効。
任意性・契約性	当事者の自由な意思による合意であり、契約と同様の性質を持つ。	一定の取消・無効原因（詐欺・強迫など）は契約と同様に適用。
厳格な合意性	相続人の一部による合意や暗黙の同意では成立しない。	代理・委任がない限り本人の意思表示が必要。
真正性 (文書の真性)	文書化される場合、その署名・押印等が真正であることが要請される。	後日の紛争防止の観点からも重要。
真意性 (意思の存在)	合意が本人の自由意思によるものであることが求められる。	認知症等による意思能力の有無も争点となり得る。
公平性 (実質的衡平)	単なる法定相続分だけでなく、寄与分・特別受益・生活状況などを考慮。	民法上「一切の事情を考慮」することを規定。
不可分性	分割協議は、原則として一括して行う必要がある。	複数回に分ける場合は当事者間の合意が必要。
最終性	一度成立した協議は原則として当事者全員の合意なしに解除・変更できない。	但し、錯誤・詐欺・強迫等があれば取消し可能。

出典：近江幸治『民法講義Ⅶ 親族法・相続法』（成文堂、2015）ほか本研究内容に基づき筆者作成。

### （3）遺産の把握（調査）等

共同相続人間において遺産分割を適切に行うためには、被相続人の預貯金や有価証券、保険、不動産などの正確な遺産の状況を把握することが最も重要であるが、財産及び債務の全容を知る当の本人が死亡しているため、被相続人が生前に財産目録等を作成していない場合には、共同相続人が財産・債務を全て把握し、財産評価を行う必要がある。

土地等の不動産については、登記済証（いわゆる権利書）や固定資産税納税通知書等から所在地を確認し、登記簿謄本等を入手して把握することになろうが、後述する「所有者不明土地」のように相続登記がなされていない場合や、その存在 자체を把握していない遠方に遺産となる土地等が存在する可能性もある。

預貯金や有価証券等の金融資産に関しては、被相続人の所有していた口座通帳や証書等からその存在を把握した上で、金融機関等に対して残高証明書等の発行を依頼する必要がある。しかしながら、金融機関や保険会社は「個人情報保護」の観点からむやみに情報を開示しない傾向にあり、例えば、多くの金融機関等では、被相続人の取引履歴等の開示に当たり、相続手続に必要とされる「戸籍謄本」、「共同相続人全員の同意書」又は「代表相続人の委任状」などを確認した上で開示する取扱いを定めているが、これらの準備が整わずに要望したとおりの開示が受けられず、金融機関等と相続人の間で争いとなるケースや、相続発生直前に高額出金があったと主張する相続人が、銀行に対して詳細な取引明細を求めた際に、銀行側が「共同相続人全員の同意が揃っていない」として一部しか開示しないといったケース<sup>(38)</sup>もあり、遺産の把握に手間取ることも少なくない。

被相続人に係る財産・債務の調査は、法令等の規定により期限が定められているものではないが、前述のとおり、相続人は「自己のために相続の開始があったことを知った時」から3か月以内（この期間を「熟慮期間」という。）に、相続について「単純承認」か「限定承認」、又は「放棄」をしなければならず<sup>(39)</sup>、この期間内<sup>(40)</sup>に限定承認又は相続放棄をしなかつたときは、単純承認をしたものとみなされ<sup>(41)</sup>、無限的に責任を負うこととな

---

(38) 相続人による被相続人の取引履歴等に係る開示請求事件については、金融機関との和解や任意交渉で決着するケースが多い。

(39) 北野ほか・前掲注(12)216頁。

(40) 熟慮期間は利害関係人又は検察官の請求により家庭裁判所において伸長することができるとしている。

(41) 民法921条2項《法定単純承認》。

るほか、相続の承認及び放棄は、熟慮期間内であっても撤回することはできない<sup>(42)</sup>（民法 919 条 1 項）こととされているため、相続人への心身の負担は極めて大きいものと考えられる。

---

(42) 撤回することができない点については、第三者の利害に關係することが多く、早期に相続関係を確定しようとする政策的規定であるためとされている（近江・前掲注(27)301 頁）。

【表 2】死亡・相続に係る主な手続等

手続名	届出先	手続を行う者	期限／時期	必要書類（例）	備考等
死亡届の提出 (戸籍法上の届出)	市区町村	届出義務者 (同居の親族等)	死亡の事実を知った日 から 7 日以内	死亡診断書（医師作成の届出書）、届出人の印鑑など	期限超過に正当な理由がない場合は 5 万円 以下の過料（戸籍法 137 条）が科される 可能性
火葬・埋葬許可申請 (死亡届提出と同時)	火葬場、墓地等の 管理者	火葬執行者 (遺主や届出人)	火葬・埋葬実施前（死 亡届提出時）	死亡届受理証明書など	墓埋法により無許可火葬は違法
健康保険の資格喪失届 (国民健康保険・後期高齢者医療等)	市区町村	死亡者の加入健康保 険の届出人（遺族）	死亡後 14 日以内（保険 証は返却が必要）	保険証、死亡を証明する書類（死亡診断書 コピー等）	
年金受給権者死亡届の提出（公的年金 受給停止・未支給請求）	年金事務所	遺族（配偶者等）	厚生年金受給者は死亡 後 10 日以内、国民年金 受給者は 14 日以内	年金受給者証（年金事務所に備付）、 年金証書、死亡の事実を明らかにする戸籍 抄本または住民票裏面等	マイナンバー連携済みの場合は届出省略可
世帯の変更届 (住民票上の世帯主交代)	市区町村	同一世帯の遺族	住民基本台帳法に基づ き 14 日以内に届出	世帯主変更届（市区町村役場）、新世帯主 の本人確認書類	
クレジットカード・携帯電話・公共料 金等の解約	契約先の 事業者等	遺族（契約承継人）	できるだけ速やかに (期限なし)	各契約の解約書類（死亡診断書等の提出を 求められる場合あり）	
運転免許証・パスポート等の返納	警察署・旅券事務 所等	運送（代理人）	できるだけ速やかに (期限なし)	本人の運転免許証や旅券、死亡診断書のコ ピー等（提出先により異なる）	
葬祭費・埋葬料の請求 (国民健康保険加入者の葬祭費、健康 保険（協会けんぽ等）の埋葬料）	健康保険組合・ 社会保険事務所・ 市区町村	喪主・葬儀執行者等	葬儀を行った日から 2 年以内	申請書、故人の保険証、葬儀費領收書、申 請者本人確認書類、通帳など	健康保険法等の規定に基づき、埋葬料の 請求権は 2 年で時効消滅
介護保険料過額納付金の請求（介護 保険）	市区町村	遺族等	死亡後なるべく早く (2 年で時効)	還付金請求書（市区町村）、故人の介護保 険被保険者証、預金口座情報等	還付金の請求権は、還付すべき額が確定 した日の翌日から 2 年で時効消滅
遺言書の検認手続 (自筆遺言書がある場合)	家庭裁判所	遺言書の保管者・発 見した相続人	見つけ次第速やかに家 庭裁判所に申請して（民 法 1004 条）	検認申立書（家庭裁判所）、遺言書原本、 被相続人の死亡の記載ある戸籍・相続人全員 の戸籍一覧など	検認を怠り無断で遺言を開封・執行した 場合、5 万円以下の過料に処される可能 性（民法 1005 条）
相続放棄・限定承認の申述	家庭裁判所	相続人	相続開始を知った日か ら 3 か月以内（熟慮期間）	相続放棄（限定期承認）申述書、被相続人の 死後扶養扶助金、中止人の戸籍・財産目録（限定期 承認の場合）等	熟慮期間内に手続しないと単純承認（放 棄不可）となりみなされる ※相続人による遺言書
所得税・消費税の準備申告及び納税	税務署	相続人（包括受遺者 を含む）	相続の開始を知った日 の翌日から 4 月以内	準備定期申告書（被相続人分）及び付表等	期間後申告及び納付は無申告加算税や延 滞税の対象となり、青色申告承認等の特 例も期限手続が必要
失業給付等の未支給分請求 (雇用保険受給中の場合)	ハローワーク	遺族（配偶者等）	死亡後すみやかに (6 か月以内が目安)	未支給失業給付等支給申請書、受給資格者 証、死亡証明書類、申請者本人確認書類	雇用保険法の請求期間超過で権利消滅の 恐れ
遺産分割協議の実施 (相続人全員による協議書作成)	—	相続人全員	できるだけ速やかに	被相続人の戸籍一式、相続人全員の戸籍・ 印鑑證明書、財産目録、遺産分割協議書 各種手続例書類など	法定期限はないが、未分割の場合、相 続報告（10 月）時ににおいて配傳便附 際の規則も適用等が適用でき、事 前に更正の手続を行おう必要
相続税の申告・納付	税務署	相続人等	相続開始を知った日 の翌日から 10 月以内	相続税申告書（式）・被相続人の戸籍・財 産目録・財産評価明細書、遺産分割協議書、 各種手続例書類など	期間後申告は無申告加算税・延滞税等の 賦課。納付遅延による延滞税の加算対象（延 滞料・物納は期限内申請必要）
不動産の相続登記申請 (登記名義の変更)	法務局	不動産を相続により 取得した相続人	所有権取得を知った日 から 3 年以内	登記申請書類、被相続人の戸籍（出生～死 亡）、住民登録簿、相続人戸籍の戸籍・法 律相続登記一覧団体または遺産分割協議書 ・遺言書（接認付）等、固定資産評価証明書 など	2024 年 4 月以降義務化。正当な理由なく 未登記の場合 10 万円以下の過料の対象。 ※住戸更名登記も 2 年以上で 5 万円以下過料
自動車の相続（名義変更 (車両登録の移転)	運輸支局	相続により自動車を 相続した者	15 日以内（所有者変更 日から）	移転登記申請書・自動車登録証。被相続人 の戸籍・住民登録簿、住民票、遺產分割 協議書または遺言書・車両登記証明書 等	車両登記の名義変更を期限内に行わない場 合は 10 万円以下の罰金に處される場合あり (道路交通法典第 109 項)
銀行・証券口座の相続手続 (預貯金払戻し・口座名義変更等)	各金融機関	相続人代行業者（遺 執行者がいれば執行 者）	遺産分割判定後できる だけ早く着手	金融取引部門の相続登出書、被相続人の戸 籍（出生～死亡）、住民登録簿、相続人戸 籍の戸籍・遺產分割協議書または遺言書 (接認付)・相続人代表の印鑑證明書、 通帳・証書類	手続完了で口座は凍結され引落等は停 止、長期間放置すると休眠預金扱い等で 払戻しが確実になる恐れあり
生命保険金の請求 (死亡保険金・共済金等)	各生命保険会社	保険金受取人（契約 者で指定された者）	保険事故発生（死亡） の日から 3 ヵ月以内 ※保険契約により時差 3 ヵ月が 一般的	保険事故請求書（保険会社専用）、保険証 券、死亡証明書（保険会社専用の様式に蓋 章記入）、受取人の本人確認書類、戸籍開 示書類 等	保険法で請求権は 3 年で時効消滅と規 定。契約で 5 年に延長するケースあり
遺族年金の裁定請求 (遺族基礎年金・遺族厚生年金)	市区町村・年金事 務所	受給資格のある遺族 (配偶者・子等)	5 年以内（時効）	年金請求書（遺族年金）、故人の年金手 帳・年金証書、故人の障害手帳・世帯全額 の住民票、請求者の戸籍・所得證明書 等	請求が遅ると年金は 3 年分までしか受 けられできず、それ以前の分は受給権消 滅
未支給年金の請求 (死亡年月までの年金未払分)	年金事務所	生計を同じくしてい た遺族（配偶者等）	5 年以内（時効）	未支給年金・未支給給付金請求書（日本年 金機構）、故人の年金証書、戸籍（死亡記 載のもの）、請求者の戸籍・年金手帳を証する 書類 等	故人が受給権を有していた年金の死亡月 までの未支給分を請求可能で、5 年を過ぎ ると請求権消滅
遺留分侵害額請求 (必要に応じて行使)	家庭裁判所	遺留分権利者（配偶 者・子など法定相 続人）	遺留分の侵害を知った 日から 1 年以内で消滅 ※相続開始から 5 年で消滅	内審請求願いによる請求書 （死にじない場合は家庭裁判所への調停申 立書・訴状など）	期間が過ぎると遺留分請求権が消滅し、 以後的に取り戻すことは不可（時効）

出典：星珠株『はじめての相続手続一切』(日本法令、2002) (ほか各地方公共団体のホームページ等に掲載された内容に基づき筆者作成)

## 第 3 節 死亡・相続手続と戸籍

### 1 戸籍の概要

#### (1) 戸籍と戸籍証明書（戸籍謄本）等

戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録・公証するものであり、日本国民について編製され、国民それぞれの身分関係及び日本国籍をも公証する唯一の制度であり、日本人である限り、その居住地が国内・国外のいずれの場所にあっても、全ての者について記載される<sup>(43)</sup>。

戸籍制度は、明治五年式戸籍（壬申戸籍）により「戸」を編成単位とした全国統一様式の戸籍が編製されて以降、明治 19 年（除籍制度の導入等）、同 31 年（家制度の制定等）、大正 4 年（身分登記簿の廃止等）、昭和 23 年（家制度の廃止等）における書式等の改正を経て、現在使用される平成 6 年式戸籍（戸籍事務の電算化対応）となっている。

戸籍の登録事項等は戸籍法に規定され、登録・証明される身分関係には、出生・親子関係・養子関係・婚姻・離婚・死亡などがあり、戸籍に記載された戸籍がある場所を本籍（又は本籍地）という。戸籍は、本籍と戸籍の筆頭者によって特定されるから、本籍は戸籍が存在する場所を示す役割をしており、戸籍があれば、その証明となる戸籍謄本又は抄本（除籍の場合には除籍謄本又は抄本）を取得することが可能である。

#### (2) 死亡・相続に係る戸籍の活用等

戸籍は主に、①死亡事実の確認、②法定相続人の身分確認、③相続人の特定のため、相続手続において極めて重要な情報である。法定相続人を特定するためには、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍を収集する必要<sup>(44)</sup>があるため、戸籍謄本等に記載された情報をたどって、転籍先や改

(43) 高妻新=荒木文明『新版相続における戸籍の見方と登記手続』69 頁（日本加除出版、2001）。

(44) 民法第 887 条ないし 890 条等に従い、配偶者・子・直系尊属・兄弟姉妹の有無を戸籍から確認し、認知・養子縁組の記録、離婚・再婚履歴などを反映して相続人を特定する。

製原戸籍の有無を市区町村ごとに確認する必要がある。また、相続人が存在しない場合や相続人が不明な場合には、家庭裁判所で相続財産管理人の選任申立て等を行う必要が生じるが、この際にも戸籍の調査は必須となる。

#### イ 除籍

戸籍に記載されていた者が死亡・婚姻・分籍などにより戸籍から除かれ、最終的に戸籍に記載者が一人もいなくなった場合、その戸籍を「除籍」として扱う（戸籍法 9 条）とされており、死亡によって除籍となつた戸籍は「除籍謄本」として保存され、必要に応じて交付請求が可能である（戸籍法 10 条）。

相続手続においては、被相続人がどの時点で除籍となったか（死亡日）を公的に証明する書類を求められることが多く、被相続人の死亡日や最終的な家族関係を確認するため、被相続人の除籍謄本を取得・活用することが不可欠であり、相続開始後の代表的な手続である銀行等における各種手続や不動産登記名義の変更等においても「被相続人が除籍されていることの証明書類」として要求されることが多い。戸籍は除籍後、一定期間が経過すると保存期間（150 年）の満了<sup>(45)</sup>により廃棄される場合があるため、古い戸籍は入手困難になることもある。

#### ロ 改製原戸籍（旧戸籍）

戸籍法の改正や、電算化（コンピュータ化）による戸籍の様式変更などによって、改製後の戸籍には、改製前のお部情報が省略されるケースがあるほか、過去の婚姻・離婚、養子縁組、認知などの事実が現行戸籍に移記されないこと等により、相続人の確定に不可欠な統柄情報が改製原戸籍にのみ記載されている状況が生じるため、相続手続においては、改製原戸籍（改製により作成された旧戸籍で、除籍となっている場合が多い）の取得を要するケースも多く、複数の市区町村への請求手續が必要となるため、煩雑な作業となる。

---

(45) 除籍の保存期間は平成 22 年までは 80 年間、昭和 36 年までは 50 年間であった。

#### ハ 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度は、相続人が作成した法定相続人等に関する一覧図（法定相続情報一覧図）を必要書類<sup>(46)</sup>とともに登記所に提出し、登記官が戸籍とチェックした上で証明（認証）する制度で、所有者不明土地問題対応の一環として、平成 29 年 5 月から実施されたものであり、不動産の相続登記の申請手続のほか、相続税申告や年金等に係る手続の添付書類としても利用可能<sup>(47)</sup>である。但し、相続税申告の添付書類とするためには、実子又は養子のいずれかであることを確認するため、戸籍に記載されている続柄（長男、長女、養子など）で当該一覧図に記載される必要がある<sup>(48)</sup>。

- 
- (46) 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等及び被相続人の最後の住所を証する書面のほか、相続人全員の戸籍謄本等を提出する必要がある（不動産登記規則 247 条 1 項）。
- (47) 令和 6 年 4 月 1 日以降の相続登記の申請義務化に併せて、手続の負担軽減の観点から、不動産登記の申請において法定相続情報番号（登記官が各法定相続情報一覧図に付す固有の番号）を提供することで、法定相続情報一覧図等の写しの添付を省略できることとされた（法務省「所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります。」7 頁(<https://www.moj.go.jp/content/001381141.pdf>)（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧））。
- (48) 国税庁「平成 30 年度税制改正により相続税の申告書の添付書類の範囲が広がりました」(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2017/pdf/h30kaisei.pdf>)（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

## 【図1】法定相続情報一覧図

(記載例)	法定相続情報番号 0000-00-0000 <b>被相続人法務太郎法定相続情報</b>
<p>最後の住所 ○県○市○町○番地          最後の本籍 ○県○郡○町○番地          出生 昭和〇〇年〇月〇日          死亡 平成28年4月1日          (被相続人)          法務 太郎</p> <hr/> <p>住所 ○県○市○町三丁目45番6号          出生 昭和〇〇年〇月〇日          (妻)          法務 花子</p> <p>以下余白</p>	
<p>住所 ○県○郡○町○番地          出生 昭和45年6月7日          (長男)          法務 一郎 (申出人)</p> <p>住所 ○県○市○町三丁目45番6号          出生 昭和47年9月5日          (長女)          相続促子</p> <p>住所 ○県○市○町五丁目4番8号          出生 昭和50年11月27日          (養子)          登記 進</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           作成日：〇〇年〇月〇日            作成者：〇〇〇士 〇〇 〇〇            (事務所：〇市〇町〇番地)         </div>	
<p>以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。</p> <p>これは、令和〇〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。</p> <p>登記官 ○ ○ ○ ○  <small>印</small></p> <p>注) 本書面は、提出された戸籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。</p> <p>整理番号 S 00000 1 / 1 4</p>	

出典：法務局「法定相続情報証明制度について」  
[\(令和7年6月9日最終閲覧\)。](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001394034.pdf)

## 2 戸籍の活用と問題点

法定相続人を特定するためには、被相続人についての出生から死亡までの連続した戸籍（新戸籍の編製日と一つ前の戸籍の除籍日とが一致することにより戸籍の連続性を確認）によって、家族構成や続柄などの情報から法定相続人を判定する必要があり、出生時から結婚・転籍等によって本籍地を数回変更している場合には、先に取得した戸籍謄本等の記載を確認して、また別の市区町村に請求することを繰り返すこととなる。令和 5 年以前は、戸籍証明書等を取得するために本籍地の市区町村ごとに個別に請求する必要があったが、現在は最寄りの市区町村に対して、他の市区町村に本籍がある戸籍証明書等も含めて請求することが可能となっているほか、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付に対応した市区町村も増加している。

しかしながら、過去の戸籍について、いつ、どこの、誰のものを取得すればよいかは、目視によって戸籍の記載内容を確認し、遡っていくほか方法はなく、時間も労力もかかる作業である。現行制度上、戸籍の電算化（平成 6 年）以前の除籍は画像データで保存されているため、システムにおける情報の名寄せができず、法定相続人の特定や各相続人の相続分を自動的に判定するまでの障壁となっている<sup>(49)</sup>。

民間のシステム開発等においては、AI-OCR<sup>(50)</sup>機能によって戸籍謄本の情報を読み込み、相続人関係図や法定相続情報等を自動作成できるシステムの構築・運用を行っている企業があり、不足する戸籍情報があった場合には不足部分を可視化する機能等も実用化されていることを踏まえれば、将来的には、行政手続等において法定相続人の確認のため、国民（納税者）が戸籍証明書等を収集・確認し、必要書類として行政機関等に提出するといった工程は不要とすることも可能であると考えられるが、まずは、相続人からの申請

---

(49) 法務省「戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ」10 頁

(<https://www.moj.go.jp/content/001238558.pdf>) (令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧)。

(50) 人口知能を活用した光学文字認識機能（紙文書をスキャナーで読み込み、AI 技術を活用して書かれている文字を認識し、デジタル化する技術）をいう。

により作成された法定相続情報一覧図について、書類の提出に代えて行政機関間で情報が電子的に共有される仕組みを構築することが望ましい。

## 第 2 章 政府における取組等

### 第 1 節 デジタル化・オンライン化に向けた取組等

#### 1 デジタル社会の実現に向けた取組

わが国においては、2000 年 11 月 29 日に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT 基本法)が制定されるとともに、2001 年に e-Japan 戦略が発表され、2002 年には「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(行政手続オンライン化法)が制定されたことを契機に、国家戦略として IT の推進が始まったものであるが、当時は、ブロードバンド等のインフラ整備が主な政策的課題であり、書面で行われていた手続をそのままオンライン化する形で進められたものの、その実効性は十分ではなかった<sup>(51)</sup>。

その後、インターネット環境等の整備やスマートフォンの急速な普及などを背景として、2019 年 5 月 24 日に「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(デジタル手続法)が成立し、政府は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020 年 12 月 25 日閣議決定)において、社会全体のデジタル化の推進に関して「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指すビジョンとして掲げるとともに、「デジタル社会形成基本法」(令和 3 年法律 35 号)の施行及びデジタル庁の発足に伴い、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021 年 12 月 24 日閣議決定)<sup>(52)</sup>を策定した。

---

(51) 榎並利博『デジタル手続法で変わる企業実務』7 頁（日本法令、2020）。

(52) デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2024)

([https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcabffe870/6329b727/20240621\\_policies\\_priority\\_outline\\_03.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcabffe870/6329b727/20240621_policies_priority_outline_03.pdf)) (令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧)。

この計画は、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記するとともに、デジタル庁のみならず、各府省庁の取組も含めた工程表等のスケジュールを明らかにするものとなっているほか、本計画の理念・原則の一つとして「国の行政手続オンライン化の3原則」を掲げ、①デジタル第一原則（デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結）、②届出一度きり原則（ワンスオンリー：一度提出した情報は二度提出が不要）、③手続一か所原則（コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含む複数の手続・サービスをワンストップで実現）といった3つの原則（以下、「デジタル3原則」という。）により、行政手続のオンライン化を推進しているところであり、国税電子申告・納税システム（e-Tax）（以下、「e-Tax」という。）による相続税の申告手続等についても「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」の項目として掲げられ、今後、更なる利用拡大が期待されるところである。

また、本計画においては、死亡・相続に関する手続のオンライン化・デジタル化について、マイナンバーカードの普及と利活用推進の方策の一環として「死亡相続手続のデジタル完結」を目指すこととしているほか、重点課題に対応するための公共分野における取組の一つとして、国と地方が共通利用できるデジタル基盤の整備等に向け、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」によって、行政システムの共通化等の方向性が示されているところであり、人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくため、自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要であるとして、デジタル投資の効率化を踏まえた行政の最適化を推進することとしている<sup>(53)</sup>。

---

(53) デジタル庁「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」  
([https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcabffe870/1ec5c9d1/20240621\\_policies\\_priority\\_outline\\_06.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcabffe870/1ec5c9d1/20240621_policies_priority_outline_06.pdf))（令和7年6月9日最終閲覧）。

## 2 地方公共団体情報システムの標準化

地方公共団体においては、様々な住民サービスの提供のために各団体が独自に情報システムを構築・運用してきたことにより、①制度改正時のシステム改修等における各自治体の個別対応による人的・財政的な負担増、②情報システムの差異によるクラウド利用の障壁、③迅速な住民サービスの全国展開の困難性などの問題が生じており、これらを解決し、デジタル化を推進する観点から、2021 年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（標準化法）」が施行された。この法律に基づき、20 の基幹業務を標準化対象事務<sup>(54)</sup>として、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下、「基本方針」という。）に沿って関係府省が省令で定める標準化のための基準に適合したシステム（標準準拠システム）への移行を進める<sup>(55)</sup>とともに、国が整備する全国的なクラウド環境（ガバメントクラウド）の利用に努めることとされた。また、基本方針においては、各種制度の所管官庁におけるデジタル 3 原則に基づく業務改革（BPR）や、デジタル処理を前提とした業務フローに基づく標準化基準の策定・変更により、地方自治体のデジタル化の基盤を整備することを目標の一つとして掲げており、国と同様に、デジタル 3 原則を踏まえて行政手続のオンライン化を推進することとしている。

死亡・相続に関する多数の手続等の窓口である地方自治体においては、相続税の課税上、必要不可欠な情報（住民基本台帳、戸籍及び戸籍の附票、固定資産税や印鑑登録などに関する情報等）を保有・管理しており、上記のような地方公共団体情報システムの整備等を契機として、国・地方のシステム

(54) 標準化法に基づき、①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金を対象事務として定めている。

(55) 「地方公共団体情報システム標準化基本方針（2024 年 12 月 24 日閣議決定）」により、当初は各自治体において 2025 年度末までに標準準拠システムへの移行を目指すとされていたものに関し、2026 年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（特定移行支援システム）については、国の積極的な支援の下で、概ね 5 年以内に移行することとされている。

による情報連携を強化することにより、相続税申告手続の簡素化（申告書添付書類（印鑑証明書）の添付不要等）及び国税当局の調査事務等の効率化（戸籍の附票情報による住所履歴の確認、住所地以外の地方自治体が賦課する固定資産税の情報による課税財産の把握等）に寄与するものと考えられる。

### 3 ベース・レジストリの活用と推進

ベース・レジストリ<sup>(56)</sup>とは、行政が利用する基本的なデータベースで、住民情報、法人情報、不動産情報などの主要な情報を正確かつ一元的に管理するために用いられ、これにより、行政サービスの効率化や正確な情報提供が実現される。政府は、デジタル庁を中心として「ベース・レジストリと制度的課題」について議論・検討を重ねる<sup>(57)</sup>とともに、令和 6 年 5 月 31 日に成立、同年 6 月 7 日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためにデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律 46 号）に基づき、ベース・レジストリに係る具体的なシステム整備等を進めているところであり、これらの取組の進展とともに、行政機関及び民間事業者によるベース・レジストリの更なる活用によって、官民双方における事務手続等の効率化が可能になるものと考えられる。

#### （1）ベース・レジストリの概要等

ベース・レジストリの目的は、行政の効率化と国民の利便性向上にあり、信頼できる基本データを共有し活用することで、証明書の添付や書類取得の手間を省略し、申請者による手入力の省力化や手続そのものの削減を可能にするとともに、各機関において同じ情報をそれぞれ管理する重複を避けることで、行政内部の照合作業やシステム重複投資の削減に寄与するほ

---

(56) 法律上の正式名称は「公的基礎情報データベース」である。

(57) デジタル庁「ベース・レジストリの利用促進に向けた課題」（2024）

（[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/fa7ca3bd-46ab-441d-adfc-90db048bc39c/2b31c87e/20240926\\_meeting\\_digital-system-reform\\_outline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fa7ca3bd-46ab-441d-adfc-90db048bc39c/2b31c87e/20240926_meeting_digital-system-reform_outline_01.pdf)）（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

か、災害時対応等にも資する情報基盤となるものである。

例えば、従来であれば申請ごとに住所や氏名を記入し、住民票の写し等の提出が必要だったものが、ベース・レジストリにより行政側で本人情報を参照することで確認書類が提出不要となるほか、民間企業も必要に応じてこれらの基盤データを利用できれば、社会全体の D X (Digital Transformation) が促進されるものと想定される。

現時点において日本政府がベース・レジストリとして位置付けている主なデータは、表 3 のとおりである。個人に関する基礎データ（住民情報や戸籍情報など）については、明示的に「ベース・レジストリ」として挙げられていないが、住民基本台帳ネットワークや戸籍情報システムなど、わが国には個人情報を扱う行政基盤が存在し、各省庁間の情報連携も含めて運用されており、今後、個人情報の取扱い等に関する論点を踏まえつつ、マイナンバー制度の活用と併せて、更に他分野と連携・統合的に活用することが課題であると考えられる。

【表 3】ベース・レジストリの整備状況等

整備状況	内容等
既に整備が完了しているものの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人基本情報（国税庁法人番号システム：法人番号、法人名、主たる事務所所在地等）</li> <li>・企業財務諸表情報（金融庁 EDINET システム：貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書）</li> <li>・法令データ（総務省 e-Gov 法令検索システム：法律・政省令の正文データ）</li> <li>・文字情報基盤（JIS 第 4 水準漢字などを補完する文字コード（標準文字セット））</li> </ul>
現在整備中のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドレス・ベース・レジストリ（住所マスター）</li> <li>・地理空間・地図データ（基盤地図情報、電子国土基本図〔地図・画像〕）</li> <li>・郵便番号データ</li> </ul>
今後整備を検討するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業登記・不動産登記データベース</li> <li>・住所・所在地データベース</li> </ul>

出典：デジタル庁「ベース・レジストリ」([https://www.digital.go.jp/policies/base\\_registry](https://www.digital.go.jp/policies/base_registry))（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

## (2) 諸外国におけるベース・レジストリの活用

デジタル・ガバメント先進国であり、ベース・レジストリの構築・整備が進む欧州各国の政府は、自国の行政需要に応じてキー・レジストリ（基幹登録簿）の種類を法令で定め、社会の基盤データとして活用<sup>(58)</sup>している。例えばオランダでは、10種類のベース・レジストリが整備され、住民基本台帳（個人情報）、法人商業登記、所得記録台帳、地籍台帳、不動産評価台帳、住所・建物台帳、地理・地図、車両登録、地下情報、そして個人識別番号（BSN）管理といった領域が基礎登録データとして網羅されており<sup>(59)</sup>、法律の規定によって全ての政府機関は業務上、この基礎登録データを参照しなければならないこととされている。

また、他国に先駆けてデータ戦略とベース・レジストリの構築に取り組んでいるデンマークでは、個人、企業、不動産、住所、地理等の分野を基本データプログラムの対象とし、公的機関が保有するデータの組織横断的な共有や再利用を可能とする環境を構築しており、海図を除く全ての地理データ、商業登記や住所登記、不動産に関する情報は無料で利用可能としている（但し、個人情報の利用は公共部門のみに限定されている。）<sup>(60)</sup>。

### イ オランダ

1990年代からベース・レジストリを導入するオランダでは、死亡届提出後、市町村が発行する死亡登録証明（Overlijdensakte）に基づき、社会保険庁（SVB）<sup>(61)</sup>や税務当局等は自動的に死亡の事実を把握すること

(58) 平本健二「データ戦略とその中核となるベース・レジストリの推進」行政&情報システム 595 号 9 頁（行政情報システム研究所、2022）。

(59) Digital Government（オランダデジタル政府ポータル）「Base registers and system standards」(<https://www.nldigitalgovernment.nl/dossiers/base-registers-and-system-standards/#:~:text=Digilevering%20,to%20key%20register%20clients%20in>)（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

(60) アダム・アント（Adam Arndt）「サイロを乗りこえたデンマークのベース・レジストリが描く未来」行政&情報システム 595 号 15 頁（行政情報システム研究所、2022）。

(61) SVB（Sociate Verzekeringsbank）は、オランダ政府の社会保障制度の中核を担い、国民に対する様々な社会保険給付の管理・支給を行う公的機関である。

が可能であり、死亡届を役所に一度提出するだけで、年金や福祉の給付停止等は全て自動処理される仕組みが構築されている。また、地方税当局も自治体から死亡通知を受け取って必要な手続を行っており、国民の手続の負担軽減とともに、行政機関側の業務効率化にも繋がっている。

#### ロ デンマーク

デンマーク政府は住民向けポータルサイト「Borger.dk」上でワンストップサービスを提供しており、出生・婚姻・死亡といったライフイベントに応じた案内やオンライン申請を一ヵ所で行えるようにするとともに、申請内容はバックヤードで自動的に各機関へ共有される<sup>(62)</sup>ため、利用者は重複入力や提出を求められることではなく、まさに「ワンストップ化」を実現している状況にある。

### (3) 活用における課題等

諸外国における取組状況を踏まえると、ベース・レジストリの活用による行政手続等のワンストップ化を進める上での課題として、以下の点が挙げられる。

#### イ 法整備とプライバシーへの対応

個人情報を行政機関内部で融通し合う仕組みには、プライバシー保護の観点から慎重な運用が求められるため、各国とも法令で利用範囲や提供手続を定め、「目的外利用しない」ことや「本人提出よりも効率的な場合に限る」等の原則を設けて、信頼確保に努めており、ベース・レジストリのデータ利用については、透明性・必要性の確保や本人権利保護が課題となるものと考えられる<sup>(63)</sup>。わが国においても同様に、マイナンバ

(62) 日本総合研究所「デンマークのデジタル・ガバメントー「一貫性」と「透明性」、「利用者中心」の視点が特長ー」6-7 頁

(<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/12196.pdf>) (令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧)。

(63) 欧州連合（EU）及び欧州経済領域（EEA）においては、個人のプライバシー権を強化し、デジタル時代における個人データの取り扱い（個人データの保護とその自由な移転）に関する統一的なルールを提供することを目的として、「一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）」を規定している。

一制度に関して厳格な利用範囲に係る規定があり、データ連携の拡大に向けては法整備とガバナンスが不可欠となる。

ロ 既存システムの統合と標準化

ベース・レジストリの構築には、各機関や自治体が長年使ってきたレガシーシステムの統合やデータ項目・形式の標準化作業が必要となる。わが国では戸籍や住民基本台帳等が別個に管理されているため、名寄せ（同一人物の識別）やデータの整合性の確保に努める必要があり、識別子としてのマイナンバー活用や住所表記の統一など、データ標準化の徹底が鍵になるものと思われる。

ハ 民間手続等との連携

行政サービス内での連携・ワンストップ化は進んでも、国民にとっての負担は民間手続まで含めたものであり、例えば遺族による銀行口座や保険契約の解約・名義変更といった手続は、契約している各社に対して個別に連絡が必要となる場合が多く、行政だけでは完結しない。オランダや英国でも、死亡情報の政府内共有は実現しているが、銀行・保険会社など民間企業への通知は遺族が行う必要が生じていること等を踏まえると、国民側の視点から見た「ワンストップ」を実現するためには、民間企業とのデータ連携（例えば死亡情報を金融機関が受信する仕組み）や、遺族支援のための包括的なサービスによるサポートが望ましいものと考えられる。但し、民間企業側のシステム対応や、当該サービスを「承諾する」本人同意の扱いなどの課題も解決する必要がある。

(4) 相続手続におけるベース・レジストリの活用等

政府が推進するデジタル化・オンライン化の観点を踏まえると、相続（相続税）に関する手続等の簡素化に当たっては、行政機関間で基盤となるデータ群（死亡情報、相続人情報、資産情報）を整備し、関係者が必要に応じて参照可能とする仕組みを構築することが望ましいと考えられる。但し、これらは極めてセンシティブな情報であり、慎重な扱いが求められることから、情報を取り扱うことのできる者を信頼できる公的第三者（行政機関、

公証制度の下で認められた公証人や相続財産管理人、税務職員など）及び被相続人の生前に許可（限定）した推定相続人等に限定し、法令に則って厳格かつ適切に利用する必要がある。特に戸籍情報等の機微な情報に関しては、現状においても行政機関職員に対して厳格な運用を求めていたり、当該施策の実現に向けては、後述する「財産情報等の共同利用に関する同意の設定・登録」の仕組みの構築とともに、極めて厳格な閲覧権限等の設定が必要になると考へる。

具体的な施策としては、政府が掲げるデジタル3原則を踏まえ、死亡・相続に関する基礎情報（死亡事実及び相続人・資産情報）のベース・レジストリ化と、それを軸としたワンストップサービスを構築することで、①公的機関が発行する添付書類の原則省略、②既に申請済みの情報を後続手続にも共有・利用した手続全体の簡素化やワンストップ化、③各遺族に応じて必要となる行政手続等のリストの自動作成・提供等を可能にし、官民双方の手続等の簡素化・効率化を実現することができるものと考えられる。

#### イ 死亡情報等に関するベース・レジストリの整備

個人の死亡に関する情報（死亡日時・場所・原因、届出人、医師による死亡診断情報等）をデジタル化し、相続人（納税者）等と関係行政機関（必要に応じて民間事業者）へ共有する仕組みの構築を検討すべきと考える。

具体的には、戸籍情報や住民基本台帳情報に記録される死亡事実に関するデータをベースにして「死亡基礎レジストリ」として指定し、公的機関による照会・取得を可能とするほか、前述の法定相続情報一覧図に関する情報（将来的には、戸籍情報から相続人関係図（家系図）を自動作成）等と連携して「相続人ベース・レジストリ」を構築した上で、法令において利用範囲を限定（例えば、戸籍の取得・閲覧が可能な親族及び当該情報へのアクセスを必要とする行政機関等）し、その利用を可能とすることで、官民双方の事務的な負担は大幅に軽減されるものと考えられる。また、マイナンバーを活用して、他のデータベース（例えば年

金資格や国税・地方税情報)とも迅速に照合を可能とするシステム体系の構築が望まれる。

#### □ 資産レジストリ連携基盤の整備と連携強化

官民双方の事務的負担の軽減の観点から、被相続人の遺産の把握を目的として、不動産登記や預貯金口座、株式・投資信託、自動車・船舶、生命保険契約など、様々なデータベースに登録される情報をマイナンバーで紐付けし、関係機関が検索できる「資産レジストリ連携基盤」を整備することで、一定の権限を持つ公的第三者（例えば公証人や相続財産管理人、税務職員など）が故人の名寄せされた情報を照会できる仕組みの構築を検討すべきであると考える。

また、マイナンバーカードによる厳格な本人認証等によって利用者を限定し、遺族等がポータルにログインして、行政機関から相続手続等に関する案内を受けることを可能とする仕組みを整備することも検討に値する。これにより、資産レジストリ連携基盤の情報に基づいて各遺族の別に必要となる各種手続のリストを自動生成し、提示することが可能になると考えられ、年金受給や健康保険の状況、税の未納・還付などもマイナンバー連携により自動的にチェックされ、必要なものだけが提示される仕組みによって国民の利便性は向上し、手続の履行に要する事務的負担は大きく軽減されることが期待できる。

## 4 行政手続等のオンライン・ワンストップ化

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、平成 13 年 1 月に内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）は、新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会や各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議等において、デジタル手続法の施行以前から各種手続のオンライン化やワンストップサー

ビスの推進等について議論を行ってきた<sup>(64)</sup>ところであり、現在は、デジタル庁において公共フロントサービス（ワンストップサービス等）に係る様々な手続（子育て、介護、引越し、死亡・相続、社会保険、税手続、法人設立、旅券申請、在留申請、入国手続等）に関するオンライン化・ワンストップ化の取組が行われている。

このうち、死亡・相続に関する手続のオンライン化・デジタル化については、「遺族の負担軽減、利便性向上と市区町村等における手続の効率化を図る」観点から、死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検査書）の提出）のオンライン・デジタル化に向け、デジタル庁及び関係府省において、課題の整理及び実現に向けた具体的なシステム設計に関する検討を進めることとされている<sup>(65)</sup>。また、デジタル庁は、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、これまでの検討を基に、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行うとともに、戸籍情報連携システム<sup>(66)</sup>を活用した法定相続人の特定に関する支援等を検討することとしている。

## 5 相続税申告の e-Tax 利用・促進等

国税庁においては、税務行政のデジタル化を目指して e-Tax の利用拡大に取り組んでおり、令和 5 年度における相続税申告の e-Tax 利用件数は 8.5 万件で、前年度に比べ 2.4 万件（38.7%）増加となり、e-Tax 利用率は 37.1% と、前年度に比べ 7.6 ポイント上昇となっている<sup>(67)</sup>。一方で、相続税に関しては、未だに多くの紙媒体による申告書類が提出されており、e-Tax の利用

---

(64) 梶並・前掲注(51)188 頁。

(65) デジタル庁「死亡・相続オンラインサービス」

（[https://www.digital.go.jp/policies/inheritance\\_onestop\\_service](https://www.digital.go.jp/policies/inheritance_onestop_service)）（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

(66) 法務省「戸籍法の一部を改正する法律について（令和 6 年 3 月 1 日施行）」

（[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00082.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html)）（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

(67) 国税庁報道発表資料「令和 5 年分相続税の申告事績の概要」（令和 6 年 12 月）

（[https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2024/sozoku\\_shinkoku/pdf/sozoku\\_shinkoku.pdf](https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2024/sozoku_shinkoku/pdf/sozoku_shinkoku.pdf)）（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

による納税者等の利便性向上とともに、相続税申告を受理した後の税務署における事務処理（申告内容のチェックや資料情報との突合・分析等）の効率性や、文書管理上の負担・紛失等のリスクを考慮すれば、データ活用に向けて更なる利用拡大が不可欠である。

相続税の申告に当たっては、過去の税務手続等（前回相続に係る税務申告、相続時精算課税の適用、各種納税猶予の適用など）の情報が必要となる場合があり、当該情報が古く把握が困難な場合には、正確な申告ができないこととなるため、納税者の適正申告及び申告手続等に要する負担の軽減を目的として、これから行う相続税申告に関する相続時精算課税の適用状況や過去に提出した申告書・届出書の情報など、国税当局が保有している情報を円滑かつ適時に開示する仕組みを構築することも有用であろう。この点については、e-Tax の利便性向上と利用促進の観点から、更なる機能の拡充も求められるところであり、e-Tax をを利用して相続税の申告書を作成・提出する際には、利用者識別番号等により申告者本人の特定を厳格に行うことが可能な状況でもあるため、e-Tax 利用者に対して、過去の申告情報や相続時精算課税の適用状況<sup>(68)</sup>のほか、届出書等の情報を e-Tax によりシステム上で確認可能とするなどのインセンティブ措置を講じることも一案であると考える。

## 6 相続税に関する死亡届の情報等の通知

平成 30 年 1 月に策定された「デジタル・ガバメント実行計画」（e ガバメント閣僚会議決定）における死亡・相続手続のワンストップ化の流れを受け、令和 4 年度の税制改正において「相続税に関する死亡届の情報等の通知方法の改正」が行われた。

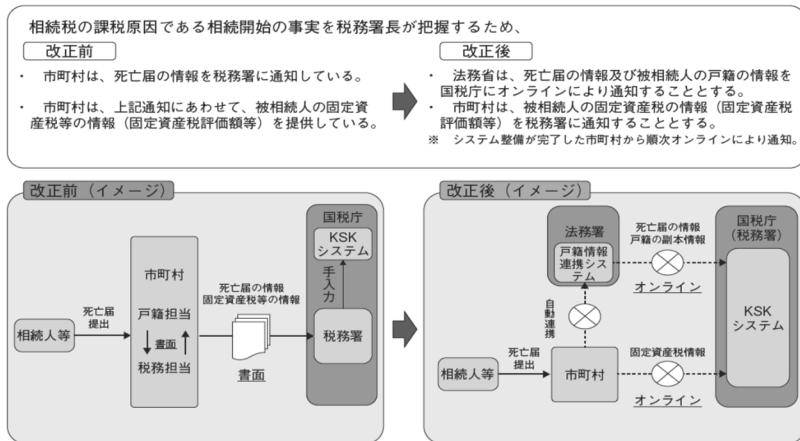
これにより、従前は相続税法 58 条の規定により市町村長から所轄税務署長に書面で通知されていた死亡又は失踪に関する届書の内容について、法務

---

(68) e-Tax の「マイページ」において、過去に e-Tax で提出された贈与税申告書の情報（相続時精算課税選択届出書の情報を含む）が確認可能である（令和 7 年 1 月 6 日機能追加）。

省から国税庁にオンラインで通知されることとなるとともに、被相続人に係る固定資産税の情報についても、市町村から税務署にオンラインで通知することとされた<sup>(69)</sup>。国税当局においては、死亡届に記載されている情報をデータにより入手することが可能となるため、これまで書面で通知された内容をデータ化するために要していた作業が不要となる<sup>(70)</sup>ほか、情報の名寄せ等をはじめとしたシステム面での活用がより効率的になるものと考えられる。

【図2】相続税に係る死亡届の情報等の通知方法の改正（令和4年度税制改正）



出典：財務省「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正（令和4年度）」599頁

（[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2022/explanation/PDF/p0596-0611.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/explanation/PDF/p0596-0611.pdf)）（令和7年6月9日最終閲覧）。

(69) システム整備が完了した市町村から順次オンラインにより通知することとされている。

(70) 令和4年度税制改正によって法務省との情報連携が行われるまで、死者等に関する情報は、改正前の相続税法58条の規定に基づき、市町村から税務署長あてに書面で通知されていた。

## 第2節 マイナンバー制度の状況等

### 1 マイナンバー制度の概要

マイナンバーは、「行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に基づき、住民票を有する住民の「住民票コード」を変換して得られる番号であり、住民票を有する住民を識別するために指定される番号である(番号法2条5項)。マイナンバーは、行政手続における添付書類を不要とする代わりに、行政手続を行う行政機関等の組織が行政手続を行う本人の個人情報を照会し、これに対して他の組織が本人の個人情報を提供するために用いられる<sup>(71)</sup>。

マイナンバーは住民票に記載された者全員に付番されるという悉皆性、同一の番号が複数の者に付番されないという唯一無二性を有するため、氏名、住所等による識別と異なり、瞬時に個人の識別が可能である<sup>(72)</sup>。

マイナンバーの利用は、法律の規定により社会保障、税、災害対策の3分野に限定されており、その利用範囲をポジティブリスト方式で定めている<sup>(73)</sup>が、行政手続の効率化と国民の利便性向上の観点から、政府は、当該3分野以外の行政事務においてもマイナンバーの利用推進を図るための法令改正<sup>(74)</sup>を行うとともに、マイナンバーの利用が可能な事務の情報連携及び法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務(事務の性質が同一であるものに限る)についてのマイナンバーの利用を可能とするなど、法的枠組みの整理を進めているところである。

---

(71) 稲葉一将=内田聖子『デジタル改革とマイナンバー制度 - 情報連携ネットワークにおける人権と自治の未来 - 』11頁(自治体研究社、2022)。

(72) 宇賀克也『マイナンバー法の逐条解説』13頁(有斐閣、2022)。

(73) 宇賀・前掲注(72)52頁。

(74) デジタル庁「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」([https://www.digital.go.jp/laws/8db62cdf-8375-4c4f-b807-8d98595b67e8?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.digital.go.jp/laws/8db62cdf-8375-4c4f-b807-8d98595b67e8?utm_source=chatgpt.com)) (令和7年6月9日最終閲覧)。

## 2 マイナンバーの利用状況等

### (1) 預貯金口座とマイナンバーの紐付け等

マイナンバーは、所轄税務署長への法定調書の提出や行政手続を行う上で広く利用されており、源泉徴収票や各種の支払調書には、支払を受ける個人のマイナンバーの記載が義務付けられるとともに、証券会社等の有価証券口座については、口座開設時に顧客からマイナンバーを取得し、配当や利息支払の調書提出の際に番号を記載することが義務化されており、証券会社等は原則として、全ての顧客口座にマイナンバーを紐付けしている。

一方、銀行等の預貯金口座に関しては、当初よりマイナンバーとの紐付けは任意であり、2018 年以降、各金融機関の窓口において希望者が申し出ることで個人の口座にマイナンバーを登録することとしていたが、2024 年 4 月 1 日に施行された「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」<sup>(75)</sup>（以下、「口座管理法」という。）では、預貯金者の意思に基づき、マイナンバーを用いて預貯金口座を管理する制度が設けられたところである。

具体的には、2018 年に設けられた制度は、主に税務や社会保障制度における財産（資力）の調査の効率化を目的としており<sup>(76)</sup>、金融機関が主体となってマイナンバーの提供を依頼する形であったことに対し、2024 年に施行された口座管理法に基づく制度は、預貯金者の意思に基づいてマイナンバーを届け出ることで、相続時や災害時の手続の簡素化を図ることを目的としているほか、マイナポータルを活用することで、複数の金融機関の口座を一度に紐付けることが可能になるなど、国民（納税者）の視点に立った利便性の向上を図るものとなっており、今後、当該制度の普及・定着によって預貯金に係る相続財産の把握に要する事務負担等の軽減も期待され

---

(75) 口座管理法に係る制度は、2025 年 4 月 1 日に運用開始している。

(76) 内閣府「経済財政諮問会議特別委員会第一回会合資料 1－3」32 頁

（[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg1/301112/shiryou1-3.pdf?utm\\_source=chatgpt.com](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg1/301112/shiryou1-3.pdf?utm_source=chatgpt.com)）（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

る状況にある<sup>(77)</sup>。

## (2) 不動産情報とマイナンバーの紐付け

令和5年分の相続税の申告における相続財産の金額の構成比は、その割合が最も大きい現金預貯金等（35.1%）に次いで、土地が二番目（31.5%）となっており、家屋（5.0%）と併せて相続財産に占める不動産割合が高いことからも、残された遺族にとって不動産をどのように分割するかが主要な問題となっているものと想定される。

### イ 被相続人の所有していた不動産の把握方法

被相続人が所有していた不動産を把握する方法としては、被相続人の住所や本籍、過去の住所などを手がかりに不動産の所在地を特定し、法務局において地番や家屋番号に基づき登記事項証明書を請求するか、市区町村役場で固定資産税の名寄帳<sup>(78)</sup>を取得して把握する方法等が考えられるが、いずれも法務局及び市区町村の管轄ごとの管理であり、被相続人の居住していた市区町村等以外にも確認・請求する必要が生じるなど、労力と時間のかかる作業となる。この点、被相続人宛てに生前に届いていた固定資産税納税通知書や被相続人が所持していた登記済証（権利証）、不動産の購入契約書、住宅ローン返済書類などがある場合には、それらを手がかりに確認することにより、所有していた不動産を推定することも可能であるが、これらの書類が死亡時点において所有する不動産に係るものであるとは限らず、相続による登記名義の変更がされていない不動産や、共有の不動産につき固定資産税納税通知書が代表者に送付されているような場合には、相続財産の存在を把握できない可能性もある。

---

(77) マイナンバーと預貯金口座との紐付けに関する制度として、口座管理法による制度のほか、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）に基づき、給付金等の受取りのための口座を任意で登録することができる制度がある。

(78) 一人の納税者が所有する不動産に関して、固定資産税の課税対象となっている不動産（宅地・建物・農地など）をまとめた一覧表。

#### 口 不動産登記制度とマイナンバー

不動産の登記は、表題部と権利部から構成されており、表題部にはその不動産の物理的な概要が記録されるとともに、権利部にはその不動産の権利関係が記録される。また、権利部は甲区と乙区に別れ、甲区にはその不動産の所有権に関する事項が記載されるとともに、乙区にはその不動産の所有権以外の権利に関する事項が記録されており、表題部に関する登記を「表示に関する登記」、権利部に関する登記を「権利に関する登記」という。

土地の分筆や合筆の登記、建物の新增築や滅失、分割などの「表示に関する登記」については、従前より、所有者にその申請義務が課されているが、土地や建物の売買や相続等による権利者の変更等に係る「権利に関する登記」については、今般（令和 6 年）の相続登記の申請の義務化等以前においては、当時者にその申請義務は課されていなかった。

なお、現時点において不動産登記とマイナンバーを直接結び付ける法律や規定は存在しないが、2023 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（いわゆる骨太方針）においては「マイナンバーの今後の利用範囲拡大や不動産登記法改正（令和 3 年法律第 24 号）の施行状況等を踏まえながら、登記とマイナンバーの紐付けも検討」と明記<sup>(79)</sup>されており、今後の議論の進展と制度的な環境の整備が期待されるところである。

#### （3）戸籍事務のマイナンバー利用等

法務省においては、戸籍事務におけるマイナンバー制度の活用のほか、戸籍の届書等の電子化により国民利便性の向上及び戸籍事務の効率化を図るため、令和元年 5 月に戸籍法を改正するとともに、戸籍情報連携システ

---

(79) 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針 2023 について」40 頁

[\(令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧\)。](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf)

ムの運用開始に伴い、令和 5 年度以降、戸籍証明書等の広域交付や各種の社会保障手続等において親族関係・婚姻関係等の確認のために必要であった戸籍謄抄本の添付省略を実現している<sup>(80)</sup>。

また、令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、民間手続等に関する見直しの項目の一つとして「相続手続の効率化」が掲げられており、その中で、法務省はデジタル庁と連携し、電算化された戸籍情報を利用して機械的に法定相続人を特定する仕組みの検討及び自筆証書遺言のデジタル化に向けた検討等を進めることとされている<sup>(81)</sup>。

既述のとおり、行政機関及び民間を問わず、死亡・相続に関する主な手続の履行に当たっては、被相続人及び相続人に関する戸籍謄本等が必要となるため、各手続の簡素化や効率化に向け、戸籍情報等の活用と情報連携の在り方の議論は必要不可欠であると考えられ、戸籍事務におけるマイナンバー制度の更なる活用及び戸籍情報連携システムの活用等によって、戸籍証明書等の添付省略のみならず、戸籍情報に関する行政機関間の情報連携の強化が期待されるところである<sup>(82)</sup>。

#### (4) マイナンバーの積極的活用

国民一人一人の資産の所有状況（資産の取得や売却等による権利移転の状況）を把握するためには、個人を一意に特定する必要があるが、住所・氏名は常に同一であるとは限らず、その把握・特定に当たっては、マイナンバーが重要な役割を担うこととなる。金融機関等における預貯金や有価証券等の金融資産の管理については、顧客口座とマイナンバーの紐付けがされることによって所有者や取引内容を確認することが可能であるが、不動産については、住所変更等に伴う登記名義の変更が法律上の義務ではな

---

(80) 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律 17 号）。

(81) 内閣府「規制改革実施計画について」119 頁（[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/230616/01\\_program.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/230616/01_program.pdf)）（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

(82) 法務省は、電算化されていない戸籍（平成 6 年以前の戸籍（除籍）、改製不適合戸籍等）の存在により、全ての戸籍情報をシステム化することは困難であることなども踏まえ、慎重に検討を進めることとしている（法務省・前掲注(49)17-18 頁）。

く<sup>(83)</sup>、現状においては、所有者情報（住所・氏名）から所有不動産を割り出すことが困難<sup>(84)</sup>であるため、上述のとおり、不動産登記のマイナンバー活用に関する議論の進展が期待されるところである。

特に、国税の賦課及び徴収に関する事務において、国税当局は、申告書等と法定調書<sup>(85)</sup>に記載されたマイナンバーを名寄せ・突合することにより、納税者の所得情報を把握することとしているが、被相続人の財産・債務に関する情報（又は納税者の資産の保有等に関する情報）をより的確に収集するためには、申告書等や法定調書にマイナンバーの記載を求めるに加えて、資産の管理に直接マイナンバーを利用する環境が整備されることにより、正確かつ迅速な情報収集が可能になると考えられるため、不動産登記のような公簿等（官公署が法令に基づいて作成・管理する帳簿や記録又は法的な証明力を持つ文書）については、個人の住所・氏名とともにマイナンバーが登録されていることが望ましいと考える。

### 第3節 各種制度の状況等

#### 1 所有者不明土地問題への対応

所有者不明土地の問題は、平成23年の東日本大震災からの復旧・復興事業を実施する過程で、所有者不明土地が数多くあり円滑に用地取得が進まず、

---

(83) 所有者不明土地問題の対応の一環として、令和3年度の制度改革により住所等変更登記の義務化が行われ、令和8年4月1日以降施行される（法務省「住所等変更登記の義務化の施行に向けたマスタープラン」1頁  
(<https://www.moj.go.jp/content/001435690.pdf>)(令和7年6月9日最終閲覧))。

(84) 不動産登記法の改正により、令和8年2月2日に所有不動産記録証明制度（登記名義人の不動産をリスト化・証明する制度）が開始される予定である。

(85) 「所得税法」、「相続税法」、「租税特別措置法」及び「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の規定により所轄税務署長への提出が義務づけられており、63種類の調書がある（国税庁タックスアンサー「法定調書の種類」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hotei/7401.htm>)(令和7年6月9日最終閲覧))。

大きな問題となったことを契機として、平成 30 年 1 月に所有者不明土地対策の推進のための関係閣僚会議が設置され、関係省庁間の連携・協力の下で法整備等が行われるとともに、民事基本法制と民事法務行政を所管する法務省及び法務局において、相続登記の促進や長期相続登記等未了土地の解消に向けた取組のほか、表題部所有者不明土地の解消に向けた取組や民法関連の取組（財産管理制度に関する特例及び遺言書保管制度、所有者不明私道への対応）が行われてきたところ<sup>(86)</sup>であり、令和 3 年度の民法及び不動産登記法の改正により、所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制の見直しが行われた。

### （1）各制度の概要等

所有者不明土地問題の背景には、①不動産の相続登記の申請が義務ではなく、申請しなくても不利益を被ることは少ない、②都市部への人口移動や人口減少・高齢化の進展等により、地方を中心に土地の所有意識が希薄化し、土地を利用したいというニーズも低下、③遺産分割をしないまま相続が繰り返され、土地共有者がねずみ算式に増加、といった問題があった。

また、行政機関等においては、所有者の探索に多大な時間と費用の負担（戸籍・住民票の収集、現地訪問の負担等）が必要であるほか、土地が管理されずに放置されることが多く、公共事業や復旧・復興事業も円滑に進まず、隣接する土地への悪影響も発生するなど、リスクが高い状況であった。

これらの具体的な対応として、土地・建物等の利用に関して、民法上の財産管理制度や共有、相続等の制度の見直しを図るとともに、不動産登記制度に関する①相続登記の申請の義務化、②住所等変更登記の申請の義務化と職権登記制度の導入、③所有不動産記録証明制度（登記名義人の不動産をリスト化・証明する制度）の新設等が行われたほか、発生予防の観点から、新たに「相続土地国庫帰属制度」が創設<sup>(87)</sup>された。

---

(86) 小田智典『所有者不明土地法制』4・8 頁（金融財政事情研究会、2023）。

(87) 相続土地国庫帰属法（令和 5 年 4 月 27 日施行）に基づき、相続等により土地の所有権を取得した者が法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる

これらは、国民にとっての手続の簡素化・効率化に直接的に繋がるものではないが、新たな制度の新設・導入による副次的な効果として、行政機関側における不動産の所有者等に係る情報の把握が容易になるなど、各府省庁が所管する様々な手続等に好影響を与える可能性があると考えられる。

#### (2) 不動産登記名義の変更等

従前は、相続等による不動産登記名義の変更に関して期限は設けられていなかったが、既述のとおり、令和 6 年 4 月 1 日以降、相続したことを知った日から 3 年以内に登記することが義務付けられるとともに、当該義務化前に相続したことを知った不動産についても、令和 9 年 3 月末までに登記する必要があることとされた<sup>(88)</sup>ほか、住所等が変更された場合に関する変更登記も義務化されたところである。

なお、相続登記の申請義務化に伴う環境整備の一環として、必要な戸籍謄本等を添付して自らが登記上の所有者であること等を申し出ることで相続登記の義務を履行できる「相続人申告登記」制度が設けられている。

## 2 預貯金等の払戻しに関する制度

銀行等の金融機関は、契約者の死亡の事実を把握した段階で、故人の名義に係る預貯金等口座の取引を停止するため、公共料金等の決済口座や預貯金の払戻しが必要な口座については早急な手續が必要となる。従来から判例<sup>(89)</sup>は、被相続人に係る預貯金等の金銭債権について「可分債権」であることを前提とし、遺産分割の対象とはならず相続によって当然に分割されるものであるとした上で、各相続人は銀行等に対して、自己の相続分について預貯金の払戻しを請求することができるものとしていたが、最高裁平成 28 年 12 月 19 日大法廷決定（民集 70 卷 8 号 2121 頁）により、従来の判断が変更され、共同相続された預貯金債権は、相続開始と同時に当然に分割されること

---

ことができる制度である。

(88) 正当な理由なく義務に違反した場合 10 万円以下の過料が科される可能性がある。

(89) 最三小判平成 16 年 4 月 20 日集民 214 号 13 頁。

はなく、遺産分割の対象となるものと判示<sup>(90)</sup>された。

この最高裁による決定以降、各相続人が当面の生活費や葬儀費用の支払いのために金銭が必要な場合等においても、遺産分割が完了しない限り、相続人単独での預貯金の払戻しができないこととなったため、相続人の負担の増加を考慮し、平成 30 年 7 月の民法等改正において、相続された預貯金債権（遺産分割前の相続預金）の払戻しを認める制度<sup>(91)</sup>が設けられた。

### 3 固定資産税の賦課・徴収

#### （1）課税の概要等

固定資産税の納税義務者は、原則として固定資産の所有者であり、土地又は家屋の所有者は、不動産の登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうこととされている（地方税法 343 条 1 項、2 項）。

ただし、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている地方税法 348 条 1 項（人的非課税）の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者が固定資産の所有者となることとされている（同法 343 条 2 項ただし書）。

固定資産税の納税義務者であった被相続人の死亡後、賦課期日までに固定資産税の課税客体となる土地及び家屋について遺産分割が行われていない場合には、その資産に係る固定資産税については、原則として各法定相続人がその納税義務を負うこととなる<sup>(92)</sup>が、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合には、その使用者

(90) 日比野俊介「預貯金債権の共同相続」金融・商事判例 1636 号 6 頁（2022）。

(91) 法務省「相続された預貯金債権の払戻しを認める制度について」

（<https://www.moj.go.jp/content/001278308.pdf>）（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

(92) 地方税法 10 条の 2 の規定により、納税者が連帶して納付する義務を負うこととされている。

を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとされている（同法 343 条 4 項）。

## （2）固定資産税の賦課・徴収の現状と課題

固定資産税の納稅義務者が死亡して相続が発生した場合、課税の客体となる固定資産に係る相続登記がされれば、当該情報が課税庁である市町村に通知され、新たな納稅義務者を把握することが可能であるが、相続登記の申請の義務化以前の状況である場合（相続登記がされていない場合）等においては、市町村自ら相続人を調査・特定する必要がある。

固定資産税の課税を行う市町村における納稅義務者の死亡事実の把握に当たっては、相続税法 58 条の規定により所轄税務署長に通知される死亡又は失踪に関する届書の情報や、市町村から税務署に通知することとされている被相続人に係る固定資産税の情報を活用する方法のほか、死亡届を受理した市町村は、その情報を死亡した者の住所地の市町村に通知することとされているため、これらのタイミングを捉えて死亡事実を把握すること等が考えられる<sup>(93)</sup>。

しかしながら、住所地が固定資産税の課税庁と異なる地方自治体にある納稅義務者については、死亡の事実を把握する手段が限られているほか、仮に死亡の事実を把握した場合でも、法定相続人を特定するための戸籍情報の入手・確認には相当の事務量を要することとなる。そのほか、実務上行われている相続人のうち一部の者のみが判明した場合における納稅通知書の送付<sup>(94)</sup>に関しても、税額の確定処分の効力は告知を行った者にしか及

---

(93) 資産評価システム研究センター「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究 - 所有者の実態が不明な土地・家屋に係る固定資産税における現状と課題 -」8 頁 ([https://www.recpas.or.jp/new/jigyo/report\\_web/pdf/r1\\_report\\_arikata.pdf](https://www.recpas.or.jp/new/jigyo/report_web/pdf/r1_report_arikata.pdf)) (令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧)。

(94) 地方税法においては、共有物について課税される場合に代表者を定めることができるとおり、地方税法施行規則 2 条の 3 により「共有者が 2 人以上あるときは、共有者の定めた代表者又は市町村長が指定した者に対して、課税明細書を送付することができる」とされており、多くの自治体の実務運用において、固定資産税納稅通知書は共有者全員には送られず、代表者（共有代表者）に対してのみ送付されている。

ばないため、後に滞納が生じた場合等において問題となること等を踏まえると、固定資産税の課税上、法定相続人の把握等は非常に重要な論点である<sup>(95)</sup>ことから、これらの改善に向け、マイナンバー制度や戸籍情報連携システムのほか、住民基本台帳ネットワークシステム等も活用した情報の連携・共有を図っていくことが必要であると考えられる。

---

(95) 資産評価システム研究センター・前掲注(93)10-14頁。

## 第 3 章 相続税申告

令和 5 年分の相続税の課税割合は 9.9% で、平成 27 年の基礎控除の引下げ以来、相続税の申告が必要なケースは増加（平成 26 年分の課税割合は 4.4%）しており<sup>(96)</sup>、相続税の申告手続の煩雑さに関する意見や、様々な負担への問題意識等もインターネットや各種メディアに取り上げられる状況にある。具体的には、財産・債務の把握の困難性や戸籍謄本など必要書類の収集の煩雑さのほか、相続税の申告期限が「相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月以内」であり、短期間であることの負担感などに関する記事等が散見される<sup>(97)</sup>。

本章においては、相続税課税における財産及び債務の把握のための情報収集の状況や諸外国における国民の保有財産の把握の状況等について考察するとともに、相続税申告固有の問題点について考察し、検討を行う。

### 第 1 節 相続財産等の把握

#### 1 国税当局における情報収集等

国税については、納付すべき税額が納税者の申告によって確定することを原則とする申告納税方式を採用しており、その制度の定着と課税要件事実的確な把握のためには、納税環境の整備等が必要不可欠である<sup>(98)</sup>とされている。また、臨時・偶発的に発生する相続税に関しては、課税対象となる財産を効率的に把握する手段や方法が十分に整備されているとは言えず<sup>(99)</sup>、課税

(96) 国税庁報道発表資料「令和 5 年分相続税の申告事績の概要」（令和 6 年 12 月）  
([https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2024/sozoku\\_shinkoku/pdf/sozoku\\_shinkoku.pdf](https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2024/sozoku_shinkoku/pdf/sozoku_shinkoku.pdf)) (令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧)。

(97) 相続会議（朝日新聞社運営ポータルサイト）『森永卓郎さん「相続は地獄の作業でした」。実体験で得た教訓とは』(<https://souzoku.asahi.com/article/13083099>) (令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧) ほか。

(98) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』940 - 942 頁（弘文堂、2021）。

(99) 日本の相続法における遺産分割は、西欧諸国における公証人や遺産裁判所などのような司法インフラがなく、各相続人の取得した遺産を明確にする制度的準備がないため、過去には国税当局による遺産分割の調査においても困難な状況が生じたとする指

実務においては、適正な納税義務の履行を確保するため、国税当局による調査及び行政指導等を通じて申告内容の是正等が行われる状況も少なからず存在する。

#### (1) 納税義務の把握等

相続税の納税義務者は、相続又は遺贈（死因贈与を含む。）により財産を取得した個人であり、相続税法に規定する「個人」とは自然人をいうこととされている<sup>(100)</sup>。また、租税負担の公平又は不当な税負担の回避の防止等の観点から、一定の場合において、持分の定めのない法人及び特定の一般社団法人等を個人とみなして納税義務を課すこととしている<sup>(101)</sup>。

相続税法 1 条の 3 《相続税の納税義務者》は、その者の住所が財産の取得時<sup>(102)</sup>において相続税法の施行地にあるか否かを基本として区分し、その区分に応じて納税義務の範囲が異なることとしているとともに、同法 2 条においてその区分に応じて課税対象となる財産の範囲について規定しており、被相続人及び相続人・受遺者の住所や日本国籍の有無、過去に住所を有していた期間等によってその判定が異なることとなるため、国税当局が納税義務者を特定するためには、被相続人及び相続人等に関する相続開始時における住所や氏名、国籍等の情報を把握する必要がある。

#### (2) 課税財産の把握等

相続税の課税原因是、原則として相続又は遺贈（死因贈与を含む。）による財産の取得であり、相続税法における「財産」とは金銭に見積ることができる経済的価値のある全てのものをいうこととされている<sup>(103)</sup>。

摘要ある（水野紀子「日本相続法の構造的問題と配偶者相続権の見直し」税研 190 号 49-51 頁（日本税務研究センター、2016））。

(100) 相続税法基本通達 1 の 3・1 の 4 共一 1（「個人」の意義）。

(101) 相続税法 66 条《人格のない社団又は財団等に対する課税》、同法 66 条の 2 《特定の一般社団法人等に対する課税》。

(102) 相続税法上、財産の取得の時期については明文の規定がなく、法律の解釈上、相続の開始の時（失踪の宣告を相続開始原因とする場合は、民法 31 条に規定する期間満了の時又は危難の去りたる時）とされている。

(103) 甲斐裕也『相続税法基本通達逐条解説[令和 6 年版]』221 頁（大蔵財務協会、2024）。

相続税の課税に当たっては、被相続人の「財産を正確に把握し、評価すること」が重要であるが、実務上は国税当局・納税者側の双方において、必要な情報の収集や確認のプロセスに多くの手間と時間がかかることが多く、被相続人名義の銀行口座・証券口座・生命保険・不動産など、様々な金融機関・行政機関等への確認等が必要となる。国税当局における主な財産等の把握方法は以下のとおりである。

#### イ 法定調書等による把握

法定調書とは、「所得税法」、「相続税法」、「租税特別措置法」及び「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」(以下、「国外送金等調書法」という。)の規定により所轄税務署長への提出が義務づけられている資料をいい、現時点において63種類の法定調書があるが、そのうち相続税法に規定されるものは、①生命保険金・共済金受取人別支払調書、②損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書、③退職手当金等受給者別支払調書、④保険契約者等の異動に関する調書、⑤信託に関する受益者別（委託者別）調書の5種類となっている。また、個人が所有する財産に関する調書として、国外送金等調書法に定められる「財産債務調書」及び「国外財産調書」があり、相続税の課税上、有効な財産の把握手段となっている。

#### ロ 質問・検査等による把握

申告納税方式と関連して、納税者の任意の協力によって課税要件事実に関する資料や情報を入手することが可能となるように、国税通則法は、租税職員に質問検査権（課税要件事実について関係者に質問し、関係の物件を検査する権限）を認めており、質問に対する不答弁、検査の拒否・妨害等に対しては刑罰が科されることになっているため、直接の強制力はないまでも、質問・検査の相手方には、それが適法な質問・検査である限り、質問に答え検査を受容する義務がある<sup>(104)</sup>とされている。質問・

---

(104) 金子・前掲注(98)994 - 995頁。

検査に当たっては、租税職員が個々の事案に対して質問検査を行使する必要があるため、不特定多数の情報を大量に入手することには向きであるほか、情報を収集するために多くの事務量が必要であり、効率的とは言えない側面がある。

#### ハ 特定事業者等への報告の求め及び事業者等への協力要請

所轄国税局長は、特定事業者等<sup>(105)</sup>に対し、特定取引者に係る特定事項について、特定取引者の範囲を定め、60 日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告することを求めることができる（国税通則法 74 条の 7 の 2 ①）こととされているほか、国税庁等又は税関の職員（税関の職員にあっては、消費税等又は国際観光旅客税に関する調査を行う場合に限る。）は、国税に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる（国税通則法 74 条の 12 ①）こととされている。

## 2 納税者等による財産等の把握

相続人は、遺産分割を適切に行うために被相続人の預貯金や有価証券、保険、不動産などの正確な遺産の状況を把握する必要があることは既述のとおりであり、特に、被相続人が生前に財産目録等を作成していない場合には、相続人が財産・債務を全て把握し、財産評価を行う必要がある。

土地等の不動産については、登記済証（いわゆる権利書）や固定資産税納税通知書等から所在地を確認し、登記簿謄本等を入手して把握することになるが、所有者不明土地のように相続登記がなされていない場合や、その存在自体を把握していない遠方に遺産となる土地等が存在する可能性もある。

---

(105) 電子情報処理組織を使用して行われる取引の相手、又はそうした取引の場を提供する事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）、あるいは官公署を「特定事業者等」という。

また、預貯金や有価証券等の金融資産に関しては、被相続人の所有していた口座通帳や証書等からその存在を把握した上で、金融機関等に対して残高証明書等の発行を依頼する必要がある。納税者となる相続人等においては、共同相続人間で協力して情報を収集する必要があるものの、申告手続等に不慣れであるためどこから進めるべきか分からず、必要書類の種類も多岐にわたることから、二度手間・三度手間が発生しやすい。

相続税に関しては、平成 27 年の基礎控除の引下げ以前から税理士関与による申告割合が高く、基礎控除の引下げにより申告件数が増加してからもなお、高い割合で推移している状況にある。令和 5 年度における相続税申告の税理士関与割合は 86.3% となっており、専門家である税理士が関与することによって、その申告水準が維持されているとも言える。

【表 4】税理士関与割合（所得税・相続税・法人税）

(単位：%)

年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
所得税	20.6	21.1	21.0	20.4	20.4
相続税	85.7	86.1	86.1	85.9	86.3
法人税	89.3	89.4	89.5	89.5	89.8

(注 1) 「所得税」は、翌年 3 月末までに提出された申告書を対象とした割合。

但し、令和元年度から令和 3 年度については、申告期限の延長に伴い、翌年 4 月末までに提出された申告書を対象とした割合。

(注 2) 「相続税」は、各年分ともその年の 10 月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書（修正申告書を除く。）を対象とした割合。

(注 3) 「法人税」は、4 月決算から翌年 3 月決算法人について、翌年 7 月末までに申告書の提出があったものを対象とした割合。

出典：財務省「令和 5 事務年度国税庁実績評価書」

([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/policy\\_evaluation/nta/fy2023/evaluation/202410ntahyoka.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/nta/fy2023/evaluation/202410ntahyoka.pdf)) (令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧)。

### 3 諸外国における財産情報の収集状況等

オランダの税務当局 (Belastingdienst) は、被相続人の死亡後 3 か月以内に、税務当局が保有する被相続人に関する情報に基づき、相続人に相続税の申告義務があるかどうかを判定するよう努めており、不動産に関しては、公的な登記システムである不動産基本登録 (kadaster) 情報や不動産評価に係る全国統一のデータベースから情報を取得するとともに、金融機関 (銀行・証券会社等) からの税務当局への情報報告制度により受領する口座保有者の口座残高等に関する情報を活用し、相続人等に対する相続税申告の案内 (aangifte erfbelasting) を送付している。また、申告案内の送付とともに、これら既知の財産情報等をオンライン申告システム (Mijn Belastingdienst) にあらかじめ入力して提供し、相続人等はこれらの情報を確認・修正することで申告手続が可能となる運用を行っており、手続の効率化と正確性の向上が図られている<sup>(106)</sup>。

なお、スウェーデンでは 2004 年に相続税が廃止されており、ノルウェーにおいても 2014 年 1 月 1 日をもって相続税が廃止されているものの、両国の税務当局においては、個人識別番号（日本のマイナンバーに相当）による国民の財産等に係る情報の把握を行い、他の税目の課税（固定資産税、不動産譲渡益税、富裕税など）を的確に執行している状況にある。

#### (1) スウェーデンにおける財産情報の把握

スウェーデンには全国統一の不動産登記制度があり、土地建物の所有者は個人識別番号 (Personal Identity Number, PIN) に紐付けて登録・管理されている。登記は国土地籍局 (Lantmäteriet) によって管理され、売買や相続による所有権移転時には、個人識別番号を用いて登記変更が行われる<sup>(107)</sup>。行政機関は個人識別番号をキーとして、誰がどの不動産を所有して

---

(106) Belastingdienst (オランダ税務当局) 「Erven en erfbelasting (相続と相続税)」 (<https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/nl/erfbelasting/erfbelasting>) (令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧)。

(107) Skatteverket (スウェーデン国税庁) 「Samordningsnummer och utländska fastighetsägare – en översyn」 38 頁

いるかについて把握することが可能であるとともに、税務当局においても、固定資産税や不動産譲渡益税の課税に関する個人識別番号による不動産情報へのアクセスが可能である<sup>(108)</sup>。

また、金融資産についても金融機関から税務当局への報告が行われ、銀行や証券会社、保険会社等は、その年に支払った利子・配当・保険金・給与年金等の額を個人識別番号に紐付けし「所得明細書(Kontrolluppgift)」として、毎年、税務当局に提出する。税務当局はこれらの情報を集約し、翌年の個人の確定申告書を自動作成する際に反映することとなる。

なお、スウェーデンにおいては、2007年に富裕税（純資産課税）が廃止されているため、現在は口座残高や有価証券評価額そのものは報告対象ではないが、税務当局は個人の金融機関ごとの利子・配当支払元リストを把握しているため、各個人の取引のある金融機関を網羅的に知り得る環境となっている。

## (2) ノルウェーにおける財産情報の把握

ノルウェーでは、純資産に対する富裕税（Net Wealth Tax）が存在するため、個人は毎年の税務申告で自らの資産（預金残高、証券評価額、不動産評価額等）と負債の明細を申告する必要があるが、税務当局は、出生番号（fødselsnummer）と呼ばれる個人識別番号をキーとして、国民である個人の全ての銀行口座残高やローン残高、不動産評価額まで網羅的にデータを保有しており、多くの項目は銀行等から税務当局への報告に基づき、あらかじめ申告書に自動記載されている。ノルウェーのデータ保護当局によれば、税務当局は、給与、債務、預金残高、利子、配当などの情報と個人識別番号とともに、国民一人一人の資産負債をほぼ完全に把握しており、

---

(<https://www.skatteverket.se/download/18.3aa8c78a1466c584587cc2e/1708608210661/PM%20-%20Samordningsnummer%20och%20utl%C3%A4ndska%20fastighets%C3%A4gare%20-%20en%20%C3%B6versyn.pdf>)(令和7年6月9日最終閲覧)。

(108) Skatteverket（スウェーデン国税庁）「Fastigheter och bostad（不動産・住宅）」(<https://www.skatteverket.se/privat/fastigheterochbostad.4.18e1b10334ebe8bc80003922.html>)(令和7年6月9日最終閲覧)。

被相続人が亡くなった場合にも直近の納税申告データから総資産の全体像を把握することが可能であるとされている<sup>(109)</sup>。

また、ノルウェーには「フォルムーエス・フルマクト (formuesfullmakt)」と呼ばれる制度（直訳すると「財産に関する委任状」）があり、相続人は、裁判所に申請することで「formuesfullmarkt」の取得が可能であり、本件を提示すると、税務当局及び全ての銀行から、その故人の財産及び債務に関する情報を取得する権利が与えられるため、この制度により、相続人は個別に証拠書類を収集する必要がなく、遺産全体の把握が迅速かつ確実に行うことが可能となっている<sup>(110)</sup>。

#### 4 小括

わが国における相続税の申告手続に関しては、被相続人の財産・債務の把握のために、国税当局・納税者側の双方において、情報収集に労力と時間を要している。一方で、諸外国においては、相続税の課税のみを目的としたものではないものの、適正な課税の観点から、財産等をより効率的に把握することが可能な制度を導入しているケースもあるため、プライバシー保護の対応等も含め、他国の制度及び取組状況等を参考とし、現状の改善に向けた検討を進めるべきであると考える。

---

(109) Datatilsynet（ノルウェーデータ保護庁）「Hva er en personopplysning?（個人データとは何ですか？）」(<https://www.datatilsynet.no/rettigheter-og-plikter/personopplysninger/>)（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

(110) Norges Domstoler（ノルウェーの裁判所）「Informasjon til arvinger（相続人のための情報）」(<https://www.domstol.no/no/dodsfall-arv-og-skifte/hva-ma-arvinger-gjore-etter-et-dodsfall/>)（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

## 第 2 節 相続税申告固有の問題

### 1 相続税の課税方式と申告手続

#### (1) 課税方式

相続税の課税方式は、被相続人が残した遺産に着目し、その遺産の総額に対して課税する遺産税方式と、各相続人等が取得した財産の額に基づき課税する遺産取得税方式とに大別されるが、わが国の現在の課税方式は、遺産取得税方式を基本としつつ、遺産税方式の要素を一部取り入れた「法定相続分課税方式」であるとされている<sup>(111)</sup>。

これは、昭和 33 年の税制改正において「同額の遺産を相続した場合にも、相続人の数が多い場合には、少い場合に比して負担がある程度軽いことが適当である。そのためには遺産取得税体系を維持することが適当であるが、ただ遺産分割の状況によって大きく負担に差異が生ずることを防止することが必要」<sup>(112)</sup>であるとの観点から、昭和 25 年のシャウプ勧告に基づく税制改正以降続いている、遺産の分割を前提とした相続税制度（遺産取得税方式）を改めたものであり、政府は当時、大蔵省に税制特別調査会を設置し、相続税の課税体系及び負担等の根本的問題について、諮問して慎重な調査・検討を行い、その結果に基づき改正を行ったとされている<sup>(113)</sup>。

具体的には、従前の遺産取得税方式を改めて「法定相続分課税方式」を採用した理由として、遺産取得税体系については富の集中の抑制を図るとともに、財産取得者の個人的事情に即応した相続税負担を実現することができる一方で、その欠陥（不合理な点）として、①遺言その他の方法により遺産の分割が確実に行われ、その表示が明らかな場合には合理的な課税

---

(111) 北野弘久「相続税法の基本構造」北野弘久ほか『争点相続税法』5 頁（勁草書房、1974）。

(112) 税制特別調査会「相続税制度改革に関する税制特別調査会答申昭和 32 年 12 月」4 頁（大蔵省主税局総務課、1957）。

(113) 桜井四郎「相続税法の一部改正」国税速報（臨時増刊）昭和三十三年度改正税法特集 1031 号 95 頁（大蔵財務協会、1958）。

ができるが、必ずしも遺言その他の遺産分割の慣習が熟しておらず、その表示もあいまいな状況のもとでは、遺産分割の状況を確認することが極めて困難であり、不公平な課税となる可能性があること、②遺産取得税体系の下では遺産を分割することによりその負担が軽減されるところ、農家や中小企業その他これに準ずる一般世帯の財産の分割は事実上困難であり、重い相続税負担とならざるを得ないこと、③遺産を多数の者に分割することで相続税の負担軽減を図ることができるため、遺産分割を仮装した申告を行う事例が見受けられる反面、税務当局による遺産分割の状況に係る税務調査のいき過ぎが指摘されながらも、最終的には正すことができずに恣意的な課税となり、税務に対する不信の基となっていること等を挙げている<sup>(114)</sup>。

しかしながら、これらの理由については今日では妥当しなくなっているとして、課税の公平の観点等から「純粋な遺産取得税体系に戻すべき」といった否定的な意見<sup>(115)</sup>があるほか、現行の課税方式の弊害として、遺産分割が確定した後で新たに財産が発見された場合に、遺産額全体の変動により新たに財産を取得しない共同相続人の相続税負担も増加することとなり、財産を取得しない共同相続人は取得財産の増減がないにもかかわらず、申告手続をやり直す必要が生じるとともに、遺産の一部の存在を知らずに当初申告を行い、後日その存在が判明した場合でも、自己の知らなかつた遺産額に対応する部分にまで過少申告加算税又は無申告加算税が課されるため、強い抵抗が生じる<sup>(116)</sup>といった見解もある<sup>(117)</sup>。

---

(114) 桜井・前掲注(113)96 - 98 頁。

(115) 金子宏「相続税の課税方式と負担水準」渡辺美智雄編『相続税制改革の視点 - 地価の高騰と相続税負担のあり方 - 』166-168 頁（ぎょうせい、1987）。

(116) 三木義一「相続税の基本原理の法的再検討」租税法学会『相続税法の原理と政策』租税法研究 23 号 12-17 頁（有斐閣、1995）。

(117) 近年における課税方式に関する議論として「第 22 回税制調査会令 4.11.8 総 22 - 8 相続税・贈与税に関する専門家会合『資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築に向けた論点整理』」(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/4zen22kai8.pdf>)（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）がある。

## (2) 相続税申告書の提出先等

相続税の申告書の提出先は、本来、相続又は遺贈により財産を取得した者の所轄税務署長であり、相続税の納税地は、法施行地に住所を有する者はその住所（法施行地に住所を有しないこととなった場合には、その者の居所）を納税地とすることとされている<sup>(118)</sup>ところであるが、実務において相続税の申告書は、被相続人の住所地の所轄税務署長に提出される。これは、相続税法附則3項により、被相続人の死亡時における住所が法施行地にある場合には、当分の間、その被相続人の死亡時における住所をもってその納税地とすることとされているからであり、被相続人の財産がその者の住所地を中心として形成されることや、各相続人の住所地が区々である状況が通例であることを想定し、国税当局及び納税者の双方の立場（利便性や手続の円滑化の観点等）を考慮したもの<sup>(119)</sup>とされている。

また、相続税法27条5項においては、相続税の申告書を提出する者が二人以上いる場合に関し、「提出先の税務署長が同一であるときは、これらの者は、政令で定めるところにより、当該申告書を共同して提出することができる」とこととされており、自らの取得財産のみならず、他の共同相続人等が取得した相続財産の額が各人の税額に影響するため、相続税の申告書の多くは、連署・連名の形式により被相続人の住所地の所轄税務署長あてに共同で提出されている<sup>(120)</sup>。この点については、上記(1)とも関連し、被相続人の住所地から離れた遠方に居住する相続人にとっては、申告先となる税務署が物理的に遠く、自分自身の申告・納税義務を履行するために相当な事務的負担を要することとなっており、相続税申告に係る税理士関

(118) 相続税法27条《相続税の申告書》、相続税法62条《納税地》。

(119) 甲斐・前掲注(103)514頁。

(120) 現行の法定相続分課税方式から遺産取得税方式に変更した場合には、執行上の便宜を考えれば、引き続き被相続人の住所地とすることが適當との考え方もあるものの、全ての共同相続人等に係る申告を一括して行う事情は存在しなくなるとの意見がある（宮脇義男「相続税の課税方式に関する一考察」税大論叢57号443頁

（<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/57/05/hajimeni.htm>）  
(令和7年6月9日最終閲覧)。

与割合が高い一因となっているとも想定されるところである。

また、将来の相続税課税を補完する目的で課税するものとされる贈与税<sup>(121)</sup>に関しては、贈与により財産を取得した者の住所が法施行地にある場合には、その者の住所地が納税地であり、贈与税の申告書の提出先は納税地の所轄税務署長となる<sup>(122)</sup>ため、一人の相続人（納税者）に対して相続税と贈与税の所轄税務署長が異なる場合があり、申告納税手続や税務調査等の課税実務において非効率な状況が生じる場面もある。

e-Tax の普及により、相続人が遠方に散在していても e-Tax によるオンライン申告が容易であること等を鑑みると、所得税や贈与税と同様に、相続税申告書の提出先を各相続人の住所地の所轄税務署長とすることや、納税者利便の観点から、物理的な提出先の制約等の緩和・柔軟化を検討することも一案であると考えられる。

### （3）社会環境の変化等と相続税申告

現行の相続税が導入された時代には、基本的に親族は同居している状況であり、葬儀や四十九日等の法要を機に親族等が集合する機会も多く、家族が集まることに特別な負担感を感じることはなかったものと考えられる。

しかしながら、核家族化・都市化が進む現代においては、家族が物理的に離れて生活することが一般的<sup>(123)</sup>であり、葬儀や法要等も縮小傾向にあるため、家族が集合する機会は少なくなっていると考えられる。特に近年は、親族間であっても非対面のコミュニケーション手段が採用されることも多く、遺産分割協議書及び相続税申告書の作成のために家族全員が集まり、署名・押印するといった状況も減少しているものと想定される。

相続税申告に係る e-Tax の利用普及や令和 3 年 4 月 1 日以降の申告書等

---

(121) 岩下忠吾『新版総説相続税・贈与税』9 頁（財経詳報社、2007）。

(122) 相続税法 28 条《贈与税の申告書》、相続税法 62 条《納税地》。

(123) 厚生労働省「2023（令和 5）年国民生活基礎調査の概要（世帯数と世帯人員の状況）」  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa23/dl/10.pdf>)（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

(税務関係書類)への押印の不要化<sup>(124)</sup>などにより、相続税の申告における手続的な負担の軽減が図られているものの、各相続人は、他の共同相続人等に係る相続税の申告・納付等の状況に左右されず、自己の責任において適切に納税義務を履行できることが望ましいとも考えられる。

一方、相続税申告書の提出先は、上述のとおり、国税当局及び納税者の双方の利便性等を考慮したものとされており、提出先の規定の見直し等に当たっては、相続財産の所在地の傾向と国税当局における事務効率との関係性及び官民双方の利便性や効率性に係る影響を精緻に分析し、その必要性を検討する必要があると考える。また、申告書の提出先と課税方式との間には制度的な接点があると考えられ、課税実務においても連動する関係にあることから、これらの見直し（法令改正等）の検討に当たっては、慎重な議論が必要であろう。

いずれにせよ、デジタル社会の進展など経済社会の変化や税務行政を取り巻く環境の変化等を踏まえれば、申告手続等に関する形式的な議論のみならず、社会環境の実情に即した相続税課税の在り方について検討していくことが重要である。

## 2 相続税申告における特例適用と添付書類等

相続税の申告に当たっては、申告書とともに提出する書類（添付書類）が多く、国民の視点からは、申告手続が煩雑であるといった印象を強く持たれていることが想定されるが、相続税の計算上、特例の適用を受けない場合における一般的な申告書の添付書類は表5の通りであり、全ての申告に関して膨大な書類の提出が必要となるわけではない。

一方で、農地等についての相続税の納税猶予及び免除や非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の制度など、各種の特例の適用を受ける場

---

(124) 国税庁「税務署窓口における押印の取扱いについて」

(<https://www.nta.go.jp/information/other/data/r02/oin/index.htm>)（令和7年6月9日最終閲覧）。

合には、相続税の申告期限までに、当該制度の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を所轄税務署長に提出する必要がある。

例えば、農地等についての相続税の納税猶予の特例は、農業を営む被相続人から農地を相続等した農業従事者（農業相続人）が、相続後も引き続き農業経営を継続する場合に、農地の価額のうち一定部分に対応する相続税の納税を猶予するものであるが、この制度の趣旨は、相続時に高額な税負担で農地が手放されることを防ぎ、農地の保有と農業の継続を促すものであり、特例の適用要件等を確認するため、申告書には表 6 のような添付書類が必要となる。これらの書類は、いずれも制度要件の立証手段であり、例えば「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」は、相続税法上「農業を営んでいた被相続人から農業相続人が農地等を取得し、相続人が農業経営を継続する」旨の要件（措法 70 条の 6 ほか）を満たすことの証明として農業委員会が発行するもので、農地法や農業委員会規則に基づく現地調査や技術的判断により、実質的要件が担保される仕組みとなっているほか、市町村長発行の証明書（市街化区域内の証明や準農地の証明等）は、土地利用区分が都市計画法や農地法で定める条件に該当するかを示すもので、土地台帳や営農管理情報に基づき発行されるものである。

各書類の提出要件は、相続税法及び租税特別措置法の規定等に基づくものであり、申告内容の正確性や特例の適用要件の確認のほか、担保提供義務に係る書類として必要なものであるが、これらの書類の発行（証明）元は、その多くが行政機関や各自治体であることから、国・地方による情報連携のためのシステム構築等を行うことにより、添付を不要とすることが可能な書類が多数存在するものと思料される。まずは、証明書等の電子発行を各機関に働きかけ、相続税の申告において e-Tax を利用する場合の証明書等の電子的提出を可能にするとともに、将来的な添付書類の不要化に向け、情報連携のためのシステム構築及び関係法令の整備等を行うことが望ましいと考える。

【表 5】相続税の申告書の添付書類（一般の場合）

1	次のいずれかの書類（コピー機で複写したものでも可） イ 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から 10 日を経過した日以後に作成されたもの） ロ 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限る）
2	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し（義務はなく提出を依頼するもの）

出典：国税庁「相続税の申告のしかた（令和 6 年分用）」112 頁。

【表 6】農地等の相続税の納税猶予の特例を受ける場合の添付書類

1	次のいずれかの書類【一般申告と同様】 イ 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から 10 日を経過した日以後に作成されたもの） ロ 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限る）
2	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
3	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
4	相続税の納税猶予に関する適格者証明書
5	特例農地のうちに準農地がある場合には、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明書
6	特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合には、その土地が特例の対象となる農地等に該当する旨の市長（区長）の証明書、市街化区域農地等がある場合には特例農地等に該当することを証する市町村長の書類
7	特例農地等のうちに農地法 43 条 1 項の規定に該当する農地がある場合には、農作物栽培高度化施設の用に供されるものである旨の農業委員会の証明書
8	その他特例の適用要件を確認する書類
9	担保提供書及び担保提供関係書類 ・登記事項証明書（登記簿謄本） ・固定資産評価証明書 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明など）

出典：国税庁「相続税の申告のしかた（令和 6 年分用）」114 頁。

## 第 4 章 個人情報の保護に関する論点

### 第 1 節 個人情報の開示等

#### 1 個人情報保護法の概要

個人情報の保護に関する法律<sup>(125)</sup>（以下、「個人情報保護法」という。）は、高度情報通信社会における個人情報利用の拡大を踏まえつつ、個人情報の適正な取扱いを促進し、個人の権利利益を保護することを目的とする。個人情報保護法 1 条は「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的と定め、国家・地方公共団体の責務及び個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を包括的に規定する枠組みを構築する。

個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供する者をいい、主に民間事業者が該当する。同法 2 条は「個人情報」を「生存する個人に関する情報」と定義し、氏名・生年月日等によって特定の個人を識別し得る情報を対象とする。また、当該情報に含まれる要配慮情報や個人識別符号も個人情報に含まれる。

個人情報取扱事業者には、多岐にわたる遵守事項が課される。まず、利用目的の特定・明示義務（同法 15 条・18 条）や、本人同意なしの目的外利用の禁止（同法 16 条）により、情報利用範囲の制限を図る。また、偽りや不正な手段による取得の禁止（同法 17 条）、取得時の利用目的の通知・公表義務（同法 18 条）、利用目的達成に必要な範囲を超えた目的変更の禁止（同法 15 条 2 項）などが定められる。更に、個人データの正確性を維持し不要となつたデータは速やかに消去する努力義務（同法 19 条）や、漏えい・滅失等の防止を図るための安全管理措置の義務（同法 20 条）を負う。

---

(125) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）は、令和 3 年の改正において個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政機関個人情報保護法と各自治体の条例による規定等を統合したものである（個人情報保護委員会「個人情報保護制度見直しの全体像」([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou\\_gaiyou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf))（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧））。

従業者・委託先の監督（同法 21 条・22 条）も義務付けられ、漏えい等の重大事案発生時には個人情報保護委員会への報告が必要である。加えて、第三者提供については原則として本人同意が必要（同法 23 条）であり、外国への提供についても、原則同意取得が要件とされる（同法 24 条）。同法はまた、本人からの情報の開示・訂正・利用停止等の請求権を認めており（同法 28 条・29 条等）、個人が自己情報のコントロールを可能とする仕組みを備える。

## 2 個人情報の保護に関する基本方針

個人情報保護法 7 条においては、「政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定めなければならない」こととしており、当該規定に基づき「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）が定められている。

個人情報保護委員会は、基本方針を踏まえつつ、政策目的の実現と個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための原則として「個人情報等の適正な取り扱いに關係する政策の基本原則」（令和 4 年 5 月 25 日）を規定しており、その中で、個人情報等の取扱いに関する適法性に関し、「各主体を広く対象とし、共通する必要最小限のルールを定める一般法たる個人情報保護法による規律で対応可能であるか否か、十分であるか否かを検討した上で取り組むことが重要」とした上で、「政策分野に特有の事情（取り扱う個人情報等の性質及び利用方法等）に照らして、個人情報保護法の規律に抵触し当該規律による対応で不可能である場合又は当該規律による対応で可能であるものの不十分である場合には、新規立法含め他の法令等による根拠（適法性）に基づき取り組むことが重要である」としている。

## 3 行政機関における個人情報の利用等

行政機関においては、租税の徵収や社会保障の給付のほか、行政が管理す

る許認可制度等に係る国民の営業活動等の適正性の確保等の観点から、法令に基づく各種の調査権限や許認可権等によって、個人情報を含む様々な情報を収集し、管理・利用するため、公務員法や個別法が定める守秘義務がかかるほか、個人情報保護法第5章《行政機関等の義務等》による規制を受けることとなり、これらの管理に当たって厳格なセキュリティの保障及びプライバシー情報等の保護の仕組みが必要とされる。また、租税行政や社会保障分野に係る行政機関間においては、法令の規定に基づき、それぞれの所掌事務の遂行の中で収集した各種情報の提供等を実施しているほか、情報化の進展を踏まえ、住民基本台帳法及び番号法等に基づく国・地方の機関の相互における情報の利用等の促進が図られるなど、効率性等の観点から様々な情報連携等が行われており、これらの仕組みや取組等に関しても、各法令の規定により、厳格な個人情報保護の措置が取られている<sup>(126)</sup>。

#### 4 相続手続等と個人情報の開示

遺産分割等の相続手続においては、被相続人及び相続人等に関する様々な個人情報が扱われることになるが、親族間等における人間関係が必ずしも良好であるとは限らず、遺産分割協議等が円満に進まないケースも多い。

個人情報保護法は、上述のとおり「個人情報」を「生存する個人に関する情報」と定義しており、死亡した者に関する情報を保護の対象としていないため、法律上は被相続人に関する情報そのものは個人情報保護法の規制対象ではない（例えば、公的機関に対する開示請求において、死亡した者の情報は原則として開示請求の対象とはならない）こととされている。

しかしながら、死者の情報であってもそれに関連する生存者の情報が含まれ、それによって相続人の存在や関係性が推知できる場合には、当該部分を生存する個人の情報として同法の適用を受ける場合がある<sup>(127)</sup>ことから、実務的には死者情報についても慎重に取り扱われる傾向にある。特に銀行等

---

(126) 高橋滋『行政法第3版』199-200頁（弘文堂、2023）。

(127) 宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』53-54頁（有斐閣、2021）。

は、顧客との信頼関係を基礎としており、個人情報保護法とは別に契約上・業務上の守秘義務が課せられているため、故人の取引情報の開示には慎重であるが、相続人等においては、相続財産を把握する過程で、銀行等が保有する被相続人の預貯金取引等の情報に関する開示請求等を行うケースも多く、当該情報の開示可否等に係る問題が生じる場合がある。

## 第 2 節 各機関における個人情報の取扱い等

### 1 具体的な事例

#### (1) 金融機関における個人情報の取扱い等

顧客が死亡した場合に、銀行等がその取引情報を誰にどの範囲まで開示するかについては、内部規定<sup>(128)</sup>及び金融庁のガイドライン<sup>(129)</sup>等によって定められているが、相続手続は、預貯金債権の承継等を行うための正当な権利行使であるため、相続人であることを確認することができた場合には、たとえ機微な情報であっても、必要な範囲で情報提供を行うことが求められる。一部の相続人による相続財産に関する情報の金融機関に対する開示請求について、最高裁は「金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負うと解するのが相当」であるとし、「預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（民法 264 条、252 条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全

(128) 全国銀行協会「個人情報の保護と利用に関する自主ルール」（平成 16 年 12 月）19 頁 (<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news161231.pdf>)（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

(129) 金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号：最終改正令和 6 年 3 月 12 日）4 頁 (<https://www.fsa.go.jp/common/law/kj-hogo-2/01-4.pdf>)（令和 7 年 6 月 9 日最終閲覧）。

員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない」と判示<sup>(130)</sup>している。

一方で、開示請求の対象となる「個人に関する情報」に該当するか否かについて、最高裁平成 31 年 3 月 18 日判決<sup>(131)</sup>は、「当該情報の内容と当該個人との関係を個別に判断すべきものである。」とし、その相続財産についての情報が被相続人の生前における「個人に関する情報」に当たるものであったとしても、「そのことから直ちに、当該情報が当該相続財産を取得した相続人等に関するものとして上記「個人に関する情報」に当たるということはできない」と判示しており、被相続人の生前の取引や行動等に関する詳細な情報（第三者のプライバシーに関わるものや銀行等の内部管理資料）は、相続人から開示等の求めがあっても直ちに開示されないケースもある<sup>(132)</sup>。

## （2）地方自治体への開示を求めた具体的な事例

被相続人が生前に地方自治体（東京都）に対して譲渡した土地に関する土地売渡証や図面その他一切の情報について、「東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）」<sup>(133)</sup>に基づき、相続開始後に相続人が開示を請求したところ、本件情報が請求者本人の個人情報ではないことを理由に処分行政庁が本件請求を却下する旨の処分を行ったため却下処分の取消しを求めた訴訟<sup>(134)</sup>において、東京地裁は、「死者に関する情報であっても、死者と請求者自身との関係及び当該情報の内容に照らして、それが同時に請求者自身の個人情報と同視し得る場合には、当該個人は、当該死者の個人情報について自ら開示を受けた上で、自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正および利用停止を求めるという本件条例に

(130) 最一小判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 卷 1 号 228 頁。

(131) 最一小判平成 31 年 3 月 18 日集民 261 号 195 頁。

(132) 八田剛「相続人による相続財産に関する情報の開示請求」金融・商事判例 1636 号 14 頁（2022）。

(133) 個人情報保護法の令和 3 年改正に伴い廃止された。

(134) 東京地判平成 30 年 1 月 18 日判タ 1467 号 126 頁。

定められた自己情報への関与についての権利を行使し得ると解され、上記の場合には、当該死者に関する情報を開示請求の対象とすることが認められると解される。」とし、死者に関する情報であっても、請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報及び社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報については、自己を本人とする保有個人情報に含むものと解されると判示するとともに、死者に関する情報であっても請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報については、「請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報、請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報、近親者固有の慰謝料請求権などの死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報等をい、社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報とは、死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報等をいうと解される」と説明している。

### (3) 税務署長に対する個人情報の開示請求等

国税当局においても、公正な行政執行のために個人情報を扱うが、とりわけ情報の開示には慎重となる。税務職員は、国家公務員法のほか国税通則法に基づく守秘義務も課されており、相続税の申告等に関連して、他の共同相続人や第三者から被相続人に係る過去の税務申告の内容や資産に関する情報について問合せがあった場合でも、法令上開示が認められない限り回答することは不可能である。

具体的な事例としては、所轄税務署長に対して、共同相続人の内の一人が他の相続人の提出した申告内容等の情報開示を求めるケース<sup>(135)</sup>において、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないこと等を理由に不開示決定を妥当としているものが多い。また、相続税の税務調査によって更正処分の対象となった未分割の相続財産が被相続人の財産であったこと

---

(135) 平成 25 年 1 月 21 日答申（平成 24 年度（行個）答申 133 号）、平成 28 年 10 月 4 日答申（平成 28 年度（行個）答申 108 号）ほか。

を裏付ける調査関係書類に記載された保有個人情報について、一部の共同相続人が開示を求めた事例<sup>(136)</sup>では、その答申において「相続税に係る税務調査は、税務当局が相続人に課税処分を行うことを目的として被相続人の財産等について調査するものであり、調査対象となる未分割の相続財産は共同相続人全員の共有財産であると解されることから、当該税務調査において収集した被相続人の財産等に関する情報は、各相続人個人に関する情報にも該当する」として開示請求権を認めつつも、その性質上、開示することによって国税当局による事実の把握や調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、不開示決定を妥当としている。

そもそも、行政機関が保有する行政文書は、当該行政文書に個人情報保護法における不開示事由がない場合には、情報公開法<sup>(137)</sup>に基づき開示されるべきものであるほか、個人情報保護法において保有個人情報の開示義務<sup>(138)</sup>が規定されている。遺産分割協議をはじめとする様々な相続手続や、相続税申告手続を行う上で、各共同相続人等の知り得ている情報に格差が生じている場合もあり、必要な情報が開示されずに各種手続の進行が滞ることは効率的ではなく、適正な税務申告に資する観点から、国税当局が保有する被相続人に関する情報を相続人等に提供することによって、より正確かつ効率的に申告手続等が進むケースもあるが、前述のとおり国税当局は情報の開示に慎重<sup>(139)</sup>であり、現状においては、相続人等が国税当局から得られる情報は極めて限定的であると考えられる。

## 2 個人情報の利用・開示に係る課題等

わが国の個人情報保護法においては、個人情報の利用は目的の範囲内での

---

(136) 平成 18 年 10 月 2 日答申（平成 18 年度（行個）答申 21 号）。

(137) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）。

(138) 個人情報保護法 78 条《保有個人情報の開示義務》。

(139) 相続税に係る情報公開・個人情報保護の諸問題に関する考察として、賽金敏明「国税事務に係る情報公開・個人情報保護の諸問題・相続税に係る情報と個人情報保護の問題を中心として」税大ジャーナル 21 卷（2013）がある。

み利用可能であり、原則として本人の同意なく第三者に提供されることは許されず、行政機関においても、その保有が認められるのは、法令の定める所掌事務又は業務の遂行のために明示的に定められた利用目的に拘束され、利用目的の変更をする場合には、相当の関連性を有すると合理的に認められる場合に限られる<sup>(140)</sup>。また、利用や提供の制限<sup>(141)</sup>についても規定されており、個人情報の取扱いに関する基本的事項はいずれも「本人同意」及び「法令に基づく利用目的」を前提としてルールが定められている。

一方、相続又は相続税に関する情報を収集する上で、その主体となる登場人物や各機関は、相互に情報提供を求めあう状況にあると考えられるものの、法令違反や業務の妨げとなるおそれなどを過度に警戒し、各自の立場が不利になることを危惧して情報の開示・提供には消極的であり、これらの状況が相続手続等の履行における障壁となることも懸念されるため、現行の法令上の枠組みに加えて、死亡・相続の場合に限定した個人情報の取扱いに関する例外的な利用規定を設けることも一案であると考えられる。

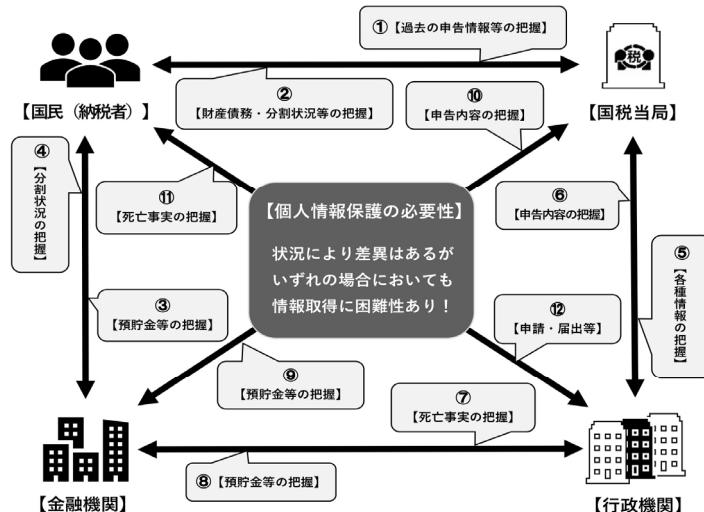
具体的には、行政機関及び金融機関等において、被相続人の生前に「遺産等に関する情報の共同利用に関する同意」を設定・登録（情報共有の対象範囲等を特定）する仕組みのほか、行政機関間における相続又は相続税に関する業務のための個人情報の共同利用について法律上明文化するといった、法改正を含めた環境整備を行うことが望ましいと考える。

---

(140) 高橋・前掲注(126)219 頁。

(141) 個人情報保護法 69 条《利用及び提供の制限》。

【図3】それぞれの立場からみた個人情報の必要性等（相続関連）



## ■主に必要となる情報とその理由■

- ① 【過去の申告情報等の把握】 (納税者⇒国税当局)
 

被相続人の過去の申告状況や共同相続人の申告内容に関する情報 [国税の申告・納付のため]
- ② 【財産債務・遺産分割状況等の把握】 (国税当局⇒納税者)
 

被相続人の財産・債務及び遺産分割協議等に関する情報 [国税の賦課・徴収のため]
- ③、⑧、⑨ 【預貯金等の把握】 (納税者・国税当局・行政機関⇒金融機関)
 

被相続人の預貯金や借入金、貯金庫の契約内容、生前の取引記録等 [財産・債務の把握のため]
- ④ 【分割状況の把握】 (金融機関⇒納税者)
 

遺言や遺産分割協議等に関する情報等 [顧客資産の保全と新たな顧客の獲得等のため]
- ⑤ 【各種情報の把握】 (国税当局⇒行政機関)
 

戸籍 (死亡届・親族状況等)、住民票 (住所・氏名等)、地方税 (住民税・固定資産税)、農地等、都道府県知事の円滑化法 (事業承継) に関する情報等 [国税の賦課・徴収のため]
- ⑥ 【申告内容の把握】 (行政機関⇒国税当局)
 

相続税申告 (財産の取得) 等に関する情報 [適正な社会保障給付等のため]
- ⑦ 【死亡事実の把握】 (金融機関⇒行政機関)
 

死亡届に関する情報 [顧客資産の保全のため]
- ⑩ 【申告内容の把握】 (金融機関⇒国税当局)
 

相続税申告 (財産の取得) 等に関する情報 [顧客の財産状況等の把握のため]
- ⑪ 【死亡事実の把握】 (行政機関⇒納税者)
 

死亡・相続 (被相続人及び相続人) 等に関する情報 [各種の行政手続の執行のため]
- ⑫ 【申請・届出等】 (納税者⇒行政機関)
 

各種の手続のために必要な被相続人に関する情報等 [各種手続の申請・届出のため]

\* 本研究内容に基づき筆者作成。

## 第5章 考察とまとめ

### 1 論点の整理と考察

#### (1) 戸籍情報の利用等に関する論点

戸籍情報の取得・利用に関する利便性の向上は、全ての相続手続等に関連する重要な論点であり、まずは相続人からの申請により作成された法定相続情報一覧図について、書類の提出に代えて行政機関間で情報が電子的に共有される仕組みの構築が期待されるとともに、将来的には、国民（納税者）が戸籍証明書等を収集・確認して行政機関等に提出する作業が不要となるよう行政機関間の情報連携等の基盤が整備されることが望ましい。

#### (2) 遺産分割協議等に関する論点

遺産分割協議等については、各相続人の利害が衝突するため、感情的な対立に発展することが多く、遺産の分割方法をめぐる共同相続人間の争いも年々増加傾向にあるため、「相続」すること自体が相続人の負担となっている可能性もあるが、相続手続等の迅速化を目的として簡便性や効率性を重視した場合、公平性や個別事情への配慮が損なわれるおそれがあることから、遺産分割協議等の内容を簡素化することには一定の制約があると考えられる。

#### (3) ベース・レジストリ及びマイナンバーの活用に関する論点

諸外国における取組状況を踏まえると、ベース・レジストリの活用によって官民双方における行政手続等の効率化が見込まれる。その際には、プライバシー保護等の観点から国民の信頼確保が重要な論点であるとともに、透明性・必要性の確保や本人権利保護が課題となるものと考えられる。

ベース・レジストリの構築には行政機関等における既存システムの統合と標準化の統一のほか、民間企業等も含めたワンストップ化の推進が望まれる（民間側のシステム対応やワンストップサービスの承諾に係る本人同意の扱い等の課題も解決する必要）。

また、国・地方のシステムによる情報連携の強化とともに、官民双方の

事務的負担の軽減の観点から、被相続人の遺産の把握を目的として、不動産登記や預貯金口座、株式・投資信託、自動車・船舶、生命保険契約など、各登録データをマイナンバーで紐付けした「資産レジストリ連携基盤」の整備を検討すべきであると考える。当該情報に基づき、各遺族の態様別に必要となる官民の手続リストを自動生成して各人に提示するほか、公的機関が発行する添付書類の原則省略と各種手続のワンストップ化を目指す。

#### (4) 相続税の申告に関する論点

被相続人の財産・債務の把握に当たり、国税当局・納税者側の双方において情報収集に多大な労力を要しているため、他国の制度状況等を参考とし、現状の改善に向けた検討を進めるべきである。

また、相続税の特例適用等に当たり、必要となる添付書類（証明書等）に関して、発行元となる行政機関や各自治体に電子媒体による発行を働きかけ、まずはe-Taxによる相続税申告において電子的提出を可能とともに、国・地方による情報連携に向けたシステム構築や法令の整備等を行うことにより、添付書類の不要化を目指す。

更に、e-Taxの利便性向上と利用促進の観点から、e-Taxを利用して相続税の申告書を作成・提出する際には、過去の相続時精算課税の適用状況や届出書等の情報をe-Taxにより確認可能とするなどのインセンティブ措置を講じることも検討する。

#### (5) 個人情報保護に関する論点

行政機関及び金融機関等において、被相続人の生前に「遺産等に関する情報の共同利用に関する同意」を設定・登録（情報共有の対象範囲等を特定）する仕組みのほか、行政機関間における相続又は相続税に関する業務のための個人情報の共同利用について法律上明文化するといった、法改正を含めた環境整備を行うことが望ましい。

## 2 まとめ

本稿では、死亡・相続に伴う行政・民間手続の全体像を概観しつつ、戸籍

制度やマイナンバー制度、ベース・レジストリ、法定相続情報証明制度といった関連の制度や政府における取組等を踏まえ、相続税申告手続を中心とした簡素化・効率化の可能性と課題等について検討してきた。

現行における死亡・相続関連の手続等は、行政機関ごとに制度設計や運用が分断されているうえ、戸籍情報の収集等におけるアナログな作業や民間事業者との連携不足などにより、納税者にとっての負担が大きく、特に、共同相続人間における遺産分割協議を成立させ、相続税申告を法定期限内に適正に行うためには、被相続人の財産・債務の全体像の把握や、共同相続人間の調整等に相当の労力を要する。また、行政機関間における情報連携や手続のオンライン化の推進に当たっては、個人情報保護制度との整合性の確保や、関係法令の複雑な構造等が実務上の障壁となっているものと考えられる。

こうした現状を踏まえ、今後の簡素化・効率化に向けた検討の方向性としては、以下の 3 点が重要であると考えられる。

第 1 に、戸籍情報や住民基本台帳情報のほか、各種の基礎的情報のベース・レジストリ化を進め、行政機関相互間でのシステム連携を可能とすることで、納税者による添付書類の提出不要化に向けた制度設計を行うべきである。

第 2 に、相続財産に係る情報（預貯金、不動産、有価証券等）については、マイナンバー制度等を活用した公的第三者による一元的な把握・提供制度を構築することにより、官民双方における財産調査の効率化及び相続税申告の精度の向上を図るべきである。

第 3 に、遺族（相続人）に対する支援として、ワンストップ型の行政サービスの提供（相続ポータルの整備等）が望まれるほか、e-Tax による税務情報の提供機能の拡充など、利便性向上のための情報提供インフラの強化を推進すべきである。

なお、これらの制度改革に当たっては、国民に係る個別事情の尊重、公平性の担保、プライバシー保護への配慮といった観点から、制度設計・運用に慎重な検討が求められるほか、遺産分割協議等のように、手続の厳格性や真正性が求められる領域においては、画一化や簡素化といった観点に捕らわれ

すぎるあまり、法制度の理念や国民の信頼感を損なうことのないよう留意する必要がある。また、具体的な施策の実現等に向けては、各取組の優先順位についても、俯瞰的視点から検討することが重要となる。

本研究は、相続税申告に限らず、今後の高齢化社会における死亡・相続関連の行政手続全体の見直しに通じるものであり、今後は、制度横断的・分野融合的な視点に立った取組がより一層求められると考える。

## 結びに代えて

死亡・相続に関する手続等の負担の要因は、手続の種類の多さや煩雑さといった事務的な問題のほか、相続自体が故人の人生の「物的・社会的・精神的な帰結点」であり、単なる資産の移転にとどまらず、被相続人が生涯をかけて築き、所有していた財産・権利・義務等を相続人に承継するという「一生の清算」であることから、相続手続そのものに膨大な労力が必要であり、精神的・経済的な負担を伴うことにあると考えられる。したがって、簡素化・効率化の検討が可能な「事務手続」部分を如何にして改善し、負担を軽減するかについては極めて重要な論点であると考える。

デジタル化等によって被相続人の財産把握を効率化することは、国税当局における適正課税の実現や調査コスト削減につながるとともに、相続人（納税者）にとっても漏れのない財産把握と迅速な遺産分割・申告納税に資するため、官民双方にメリットがある取組であり、プライバシー保護との調和に留意しつつも、着実に進めるべきものであることから、デジタル先進国を始めとした諸外国の知見も活かしながら、わが国においてもベース・レジストリやマイナンバー制度等を一層発展させ、官民双方の視点から各種手続のデジタル化・効率化を図っていくことが期待される。

一方、相続税の申告手続に関しては、経済社会の変化・進展や、税務行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、デジタル化や情報連携による申告手続の効率化等といった形式的な議論のみならず、社会環境の実情に即した相続税課税の在り方についての検討も重要な課題である。

本研究では取り上げなかった土地や株式等の相続財産に関する評価の問題のほか、近年はデジタル遺産に係る相続手続の方法等についても社会的な問題として取り上げられることが多く、新たな視点からも更なる研究が必要な分野であると考える。